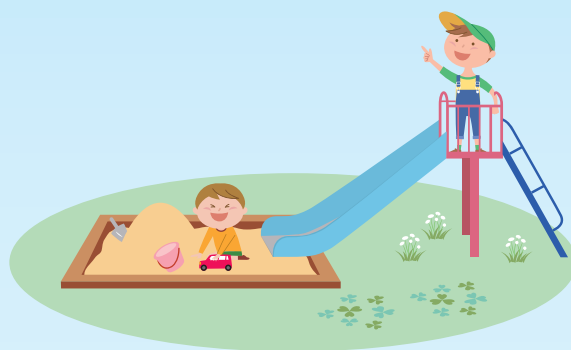


渋川市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

こどもが幸せを感じながら成長し、
地域全体で子育ての喜びを実感できるまち渋川



れいわ ねん がつ
令和 7 年 3 月
しぶ かわ し
渋 川 市

は じ め に

少子化の進行や人口減少、また、虐待、いじめ、貧困など、こどもを取り巻く状況が深刻化する中、国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、日本国憲法及びこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）の精神にのっとり、こども施策を社会全体で総合的に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。同年12月には国のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定し、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。



本市では、令和2年3月に第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て世帯への経済的支援をはじめ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談支援を行うなど、子育て支援に関する事業の充実を図ってまいりました。

この度、第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画の期間が終了することに伴い、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、本市のこども・若者が将来にわたって、幸福な生活を送ることができるよう、こども施策を総合的に推進するため「渋川市こども計画」を策定いたしました。

こどもの人権、権利の保障、こどもの社会参画、ライフステージを通じた切れ目のない支援、誰一人取り残すことのない支援、未来に希望が持てる社会の形成といった視点を大切に、本計画の基本理念である「こどもが幸せを感じながら成長し、地域全体で子育ての喜びを実感できるまち渋川」の実現に向け、こども施策を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました渋川市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査等にご協力をいただきました皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

渋川市長

高木 勉

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象・策定体制	3
第2章 渋川市のこども・若者を取り巻く状況	5
1 人口・世帯等の状況	5
2 アンケート結果等からみるこども・若者・子育て世帯の状況	11
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況	24
4 こども・子育てをめぐる本市の主な課題	27
第3章 計画の基本的な考え方（総論）	30
1 基本理念	30
2 基本方針	31
3 基本目標	32
4 施策の体系	34
第4章 具体的施策・事業の展開（各論）	35
❖ 基本目標1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	35
❖ 基本目標2 安心して子育てができる環境の整備	36
❖ 基本目標3 親子の健康の保持増進	41
❖ 基本目標4 こどもの育ちを支える環境の整備	47
❖ 基本目標5 こどもの安全と居場所の確保	53
❖ 基本目標6 配慮が必要な状況にあるこどもと家庭への支援の充実	60
❖ 基本目標7 若者の希望の実現や活躍に向けた支援の充実	65
❖ 基本目標8 職業生活と家庭生活との両立の推進	67
❖ ライフステージ別施策一覧	68
第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	72
1 教育・保育の提供区域の設定	72
2 教育・保育事業に係る量の見込み・確保の内容	72
3 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み・確保内容	74
第6章 計画の推進	84
1 計画の推進体制	84
2 計画の進行管理	84

資料編.....	85
1 浜川市子ども・子育て会議条例.....	87
2 浜川市子ども・子育て会議委員名簿.....	89
3 浜川市こども計画庁内検討委員会設置要綱	90
4 浜川市こども計画策定経過	92
5 関係法令等	94
6 用語解説.....	111

「こども」の表記について

本市では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。

ただし、法律名・法律の説明分・制度名や、アンケート調査結果の記載等につきましては、原文の引用が多いことから、その限りではありません。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の令和5年の出生数は過去最少の72万7,277人、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数）は、1947年に統計を取り始めて以降、最も低い1.20となっており、急速な少子化、人口減少の進行は、市場規模の縮小や年金、医療、介護などの社会保障制度の維持が難しくなるなど先送りのできない課題となっています。

少子化に影響を与える未婚率の上昇や出生率の低下の要因の一つとして、若い世代の所得の問題が挙げられています。結婚や出産を望む若い世代の希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会の構築が求められます。

また、社会全体の構造や意識を変えて、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を改め、男性の育児参加を促進するとともに、子育て世帯を職場や地域が応援し、社会全体で支援する環境をつくらなければなりません。

このような状況を受けて、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、合わせてこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもがひとしく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、同年12月には「こどもまんなか社会」の実現に向け基本的な方針をまとめた「こども大綱」が策定されました。

本市の状況においても、少子化や人口減少、女性の就業率の増加が見られ、少子化対策に向けた取組の推進や地域における子育て支援体制の充実、子育てと仕事の両立に向けた取組の推進が重要となっています。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの貧困対策や若者が未来に希望もてる社会の形成に向けた取組を推進していかなければなりません。

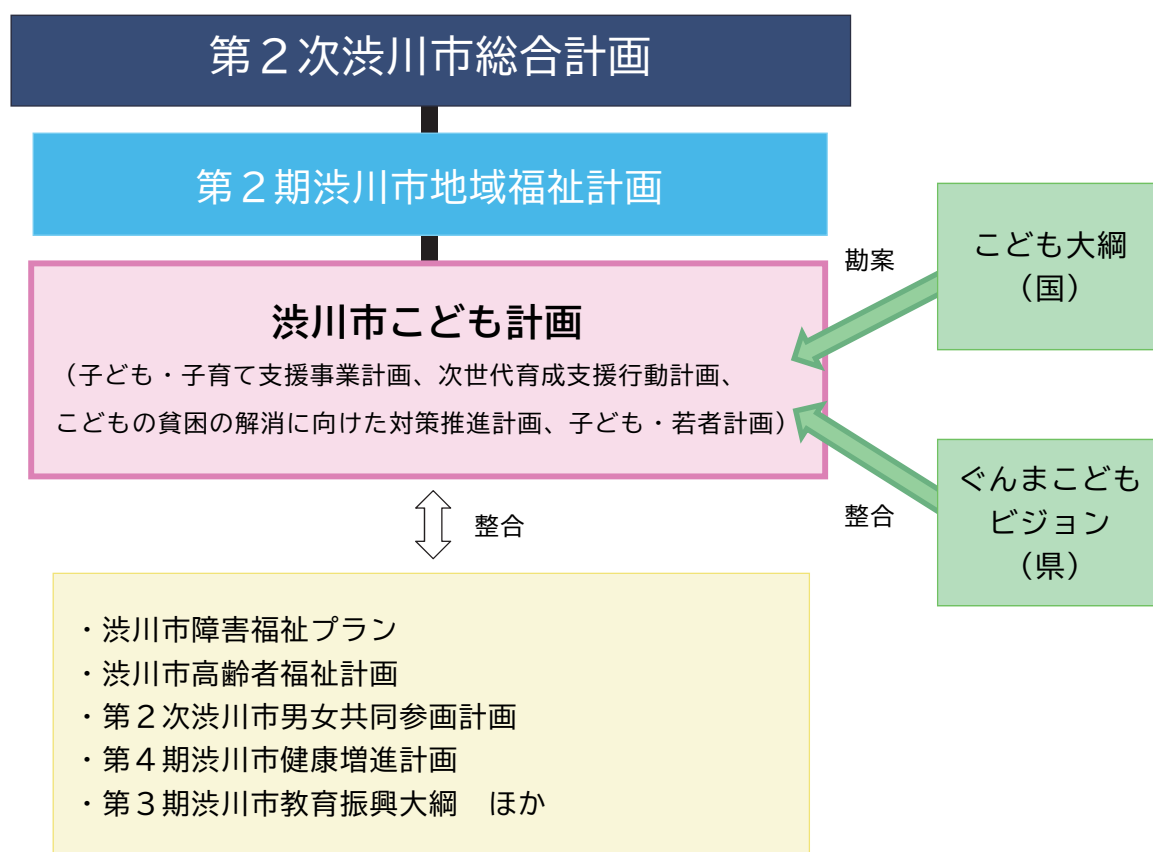
本計画は、「第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了に伴う後継計画の役割を有しますが、上述のような状況を踏まえ、こどもや若者の権利を守り、地域での支え合いや、一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援体制の構築を進め、こどもや若者が未来に希望を持ちながら成長することができ、地域全体で子育ての喜びを分かち合うことができるまちづくりを目指して策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づく「市町村こども計画」として位置付け、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を包含し、これらの計画と一体的に策定します。

また、第 2 次渋川市総合計画や第 2 期渋川市地域福祉計画の関連部分、子ども・子育て施策に係る本市の各分野の計画及び群馬県のぐんまこどもビジョンと整合性を持った計画とするとともに、国のこども大綱を勘案しながら策定します。

■ 図 1-2-1 計画の位置づけ

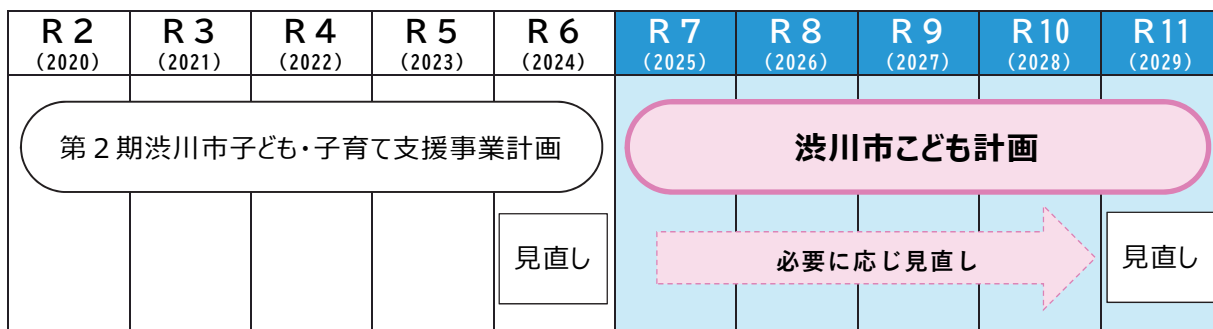


3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や本市の子どもや家庭を取り巻く環境、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

■ 図 1-3-1 計画の期間



4 計画の対象・策定体制

(1) 計画の対象

子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

なお、若者の対象年齢についてはおおむね39歳までとしますが、こども基本法の考え方を踏まえ、施策や事業によっては必要なサポートが途切れることがないように、明確な年齢による区分は行いません。

(2) 計画の策定体制

① 渋川市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づく機関で、学識経験者や子ども・子育て支援事業者、保護者等によって構成される「渋川市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

② 渋川市こども計画庁内検討委員会

本市の子ども・若者、子育て当事者に対する施策の充実、子育て支援事業の体制の確保、全庁的な施策の推進を図ることを目的に、「渋川市こども計画庁内検討委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

③ 子ども・子育て支援事業等に関するニーズ調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設及びサービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童・小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

④ 子どもの生活に関するアンケート調査

保護者の就労状況や経済状況、こどもとの関わり方など、こどもと保護者の普段の生活に関する状況や困りごとを把握するため、小中学生・小中学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

⑤ 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査

普段の生活や将来のことなど、若者の現状や将来に対する考え方を把握するため、本市在住の満16歳から満30歳までの方を対象にアンケート調査を実施しました。

⑥ こども・若者の意見聴取（しづかわキッズオピニオン）

こども・若者の意見表明や社会参加の機会を確保し、こども・若者の意見を聴き、こども施策に反映させるため、小中学生及び高校生が参加する意見交換会を実施しました。

⑦ 市民意見公募（パブリックコメント）

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年12月10日から令和7年1月8日の期間で市民意見公募を実施しました。

第2章 渋川市のこども・若者を取り巻く状況

1 人口・世帯等の状況

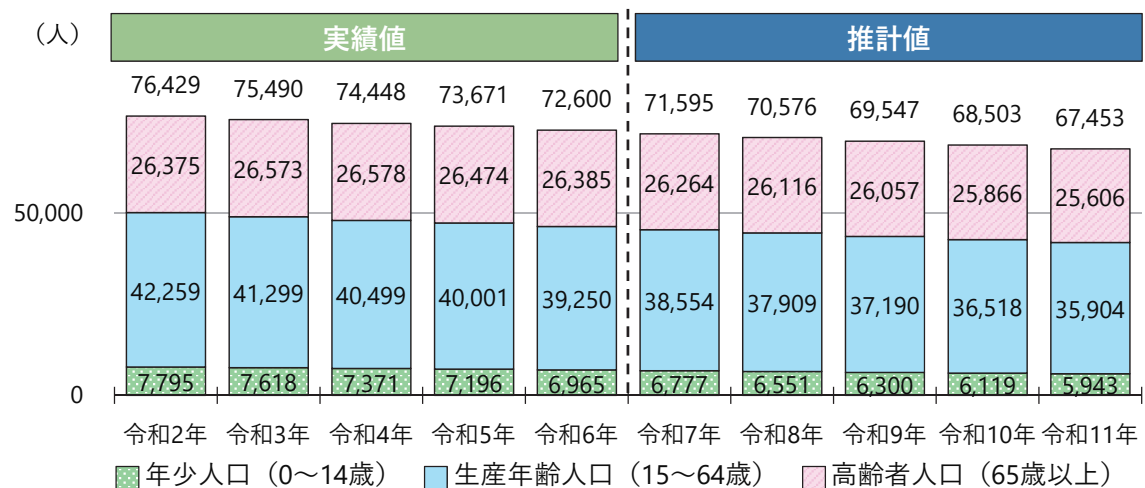
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口の推移

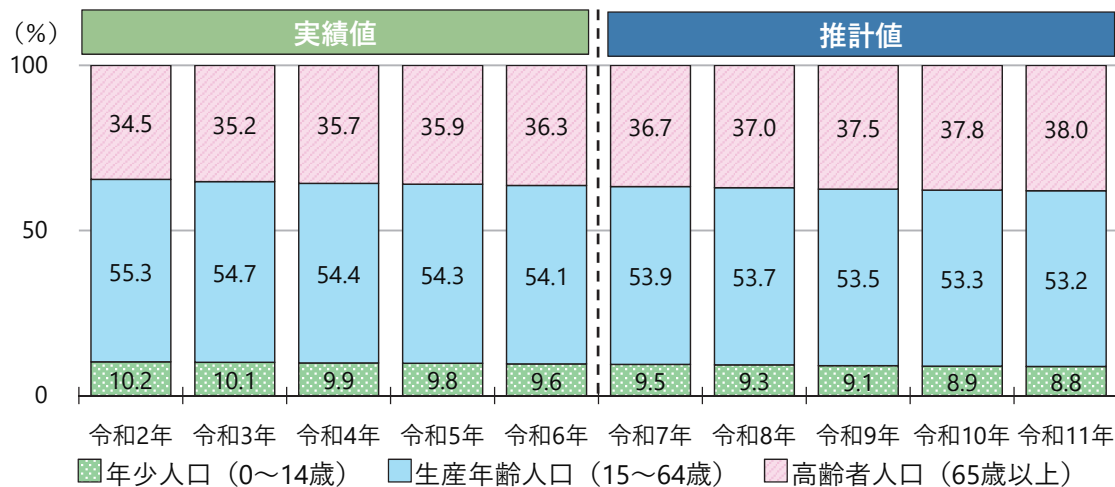
本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で72,600人となっています。推計では、今後も人口の減少が続き、令和11年には67,453人になると推計されています。

また、年齢階層別人口の推計では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が今後も減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加を続け、令和11年には38.0%になると推計されています。

■ 図2-1-1 人口の推移



■ 図2-1-2 年齢階層別人口構成比の推移

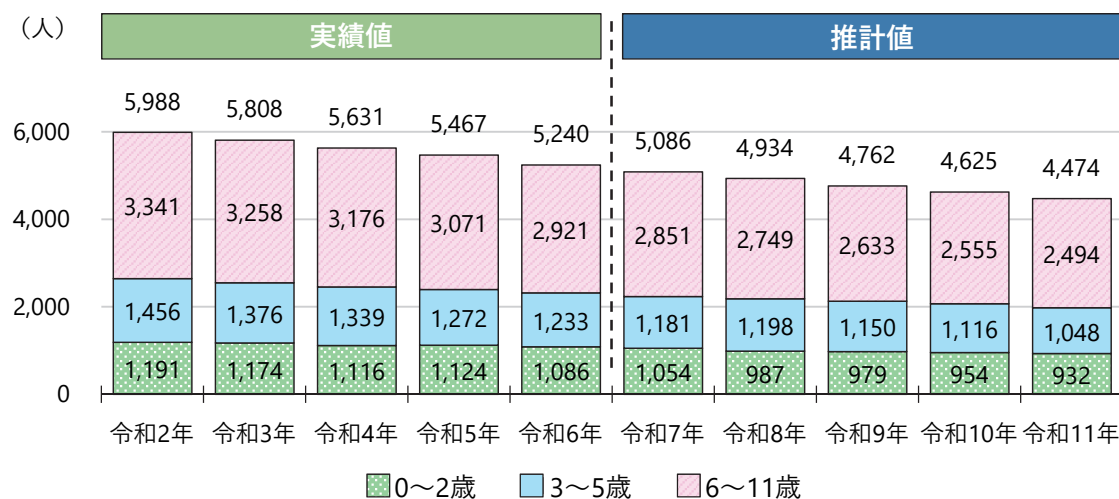


資料：令和6年までは住民基本台帳、令和7年以降はコーホート変化率法※による推計値（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移

本市の0歳から11歳までの児童人口は減少を続けており、令和6年4月1日現在で5,240人となっています。人口推計では、児童人口が令和11年に4,474人になると推計されており、少子化の進行が続くものと見込まれます。

■ 図2-1-3 児童人口（0～11歳）の推移



資料：令和6年までは住民基本台帳、令和7年以降はコーホート変化率法による推計値
(各年4月1日現在)

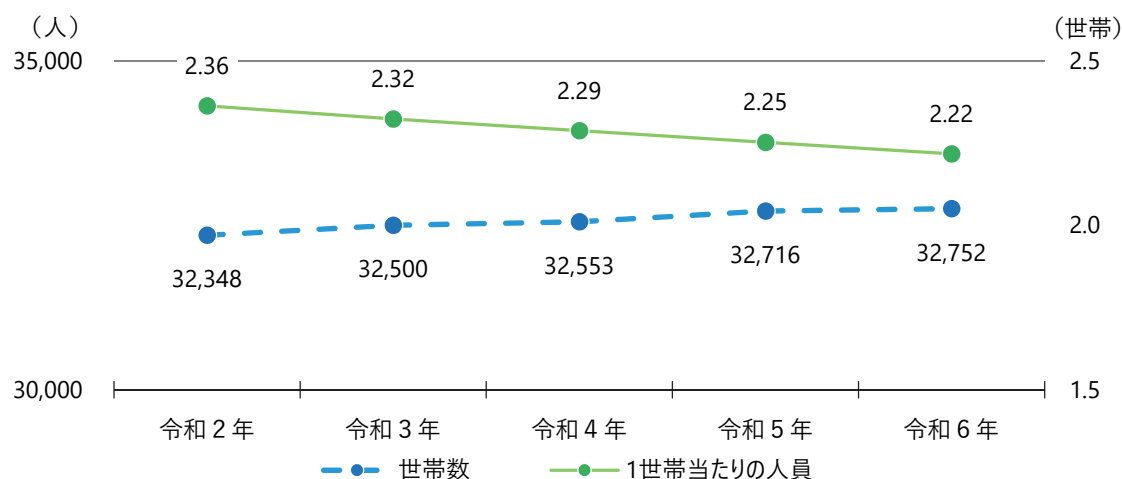
※コーホート変化率法：あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたり維持されるものと仮定し、将来人口を算出する方法

③ 世帯数と世帯人員

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で32,752世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、世帯数の増加に反して減少傾向で推移し、令和6年は2.22人となっています。

■ 図2-1-4 世帯数及び一世帯当たり人員の推移



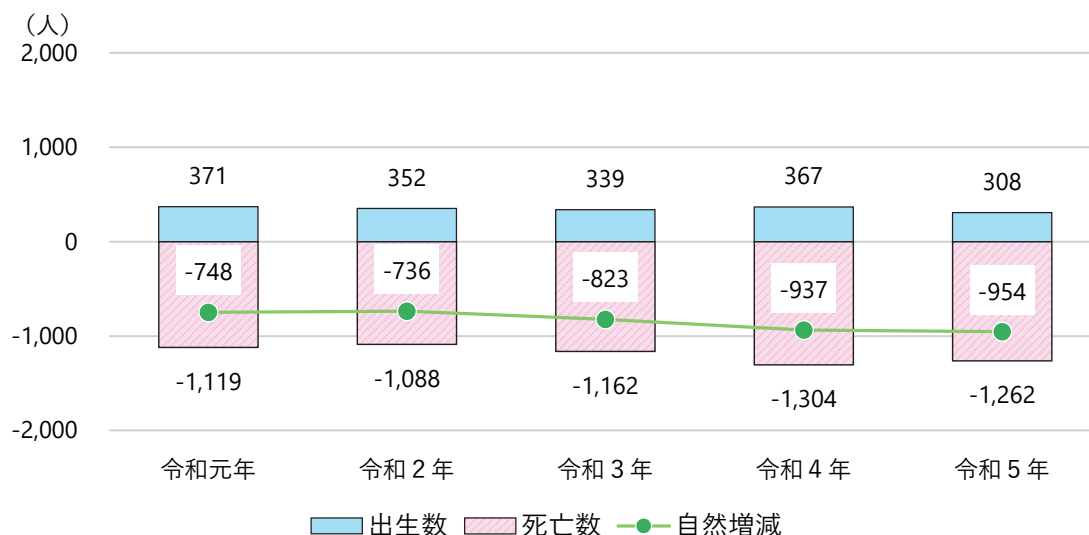
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 自然動態と社会動態

自然動態（「出生－死亡」による人口の増減）は、各年マイナスとなっており、令和5年は954人のマイナスとなっています。

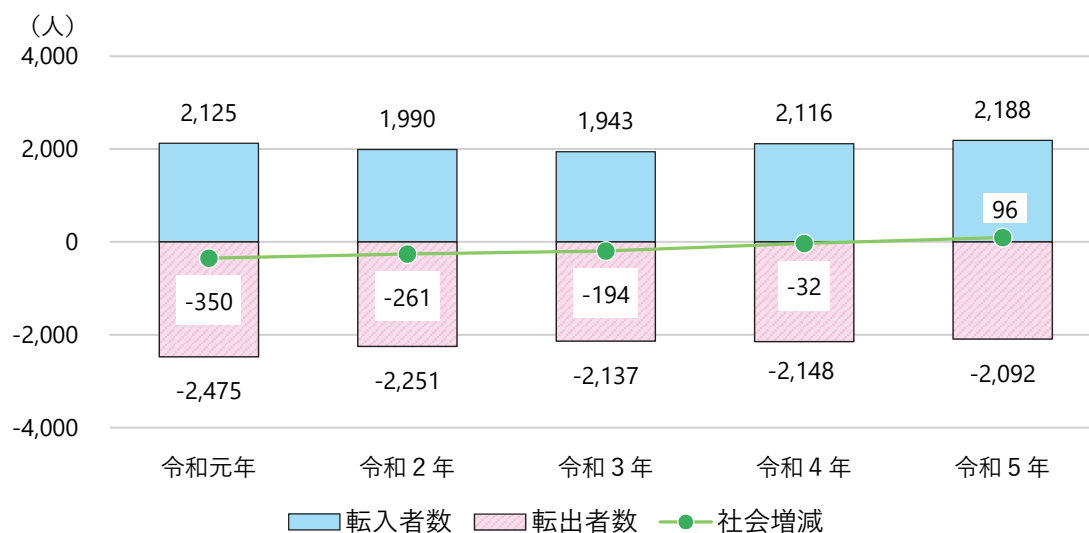
社会動態（「転入－転出」による人口の増減）も、各年マイナスで推移していましたが、令和5年は96人のプラスに転じています。

■ 図2-1-5 自然動態：出生数及び死亡数の推移



資料：群馬県人口動態統計

■ 図2-1-6 社会動態：転入者及び転出者数の推移



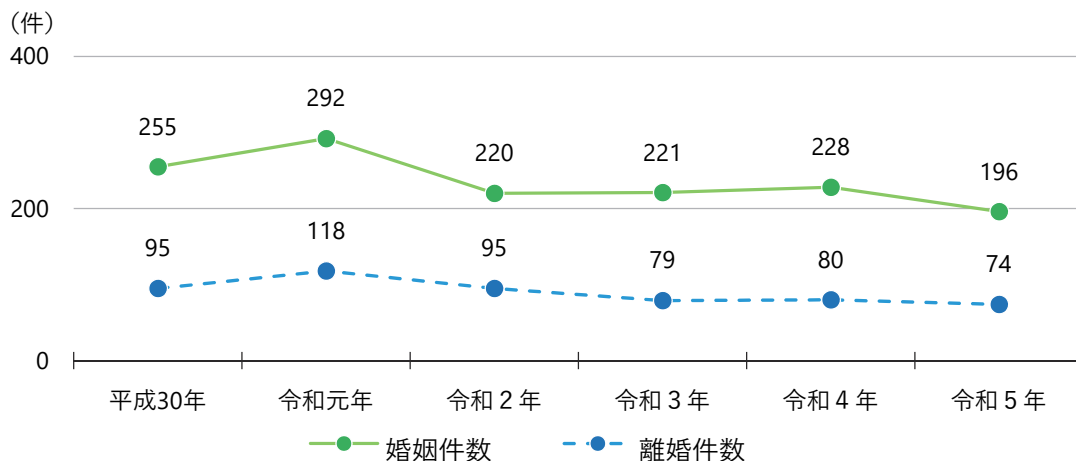
資料：群馬県移動人口調査

(2) 結婚・出産等の状況

① 婚姻件数・離婚件数

本市の婚姻件数は、令和2年に大きく減少し220件となり、令和3年以降微増傾向となりましたが、令和5年に再び減少し196件となっています。離婚件数は、令和2年以降減少傾向となっており、令和5年では74件となっています。

■ 図2-1-7 婚姻件数・離婚件数の推移

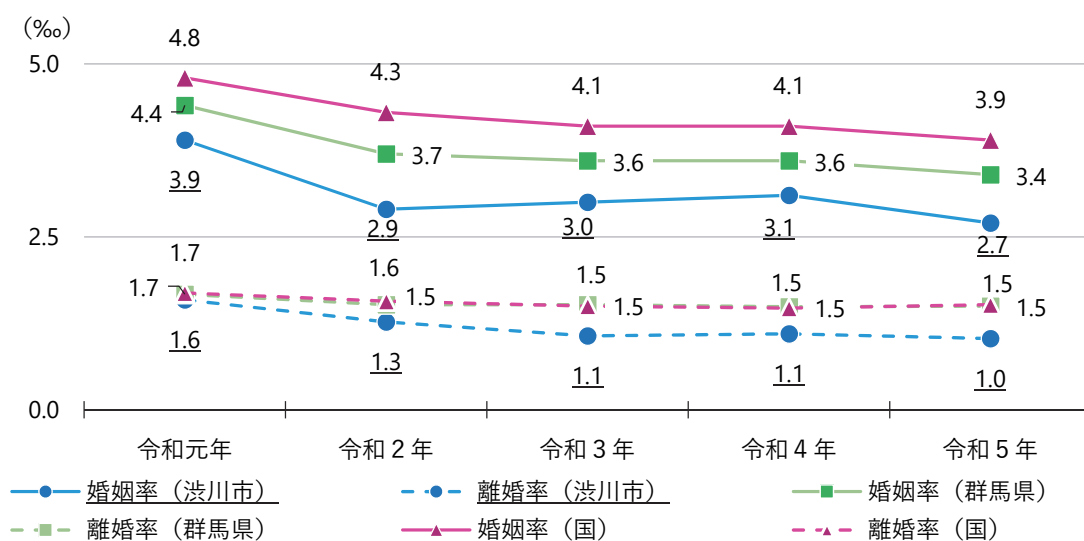


資料：群馬県人口動態統計

② 婚姻率・離婚率

婚姻率・離婚率※ともに令和元年以降、国や県を下回る値で推移しており、令和5年では婚姻率が2.7‰、離婚率が1.0‰となっています。

■ 図2-1-8 婚姻率・離婚率の推移



資料：群馬県人口動態統計

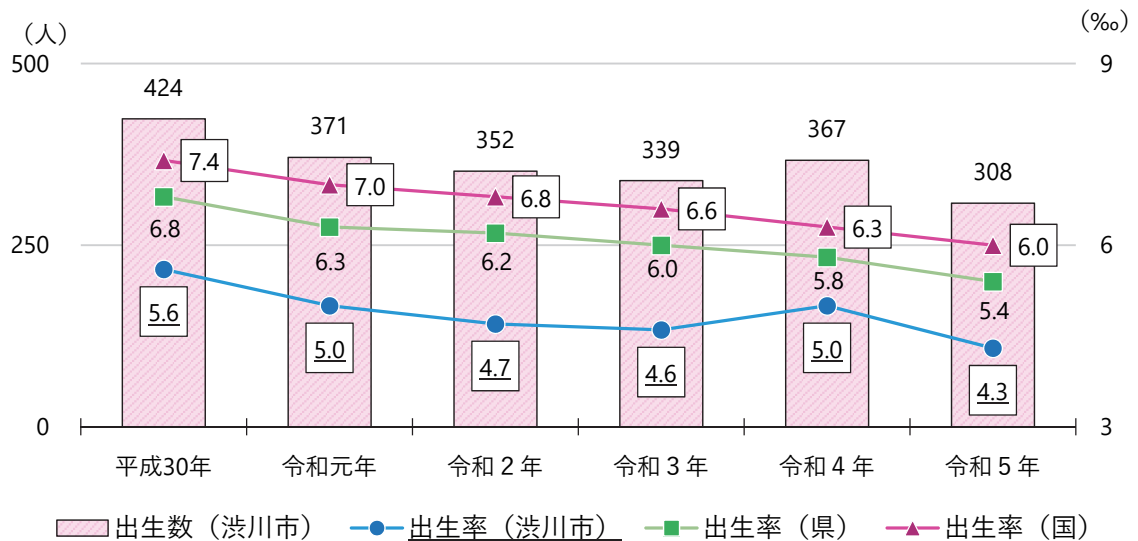
※婚姻率・離婚率：人口千人に対する婚姻件数の割合で、毎年10月1日現在の人口に対する年間の婚姻(離婚)件数の割合

※‰(パーミル)：1000分の1を1とする単位(千分率)であり、1‰は0.1%となる

③ 出生数・出生率

群馬県人口動態統計による本市の出生数（暦年）は、平成 30 年以降減少し続け、令和 4 年に 28 人の増加が見られましたが、令和 5 年では 59 人減少し、308 人となっています。また、同年の出生率（人口千人当たりの出生数）は 4.3% となっており、国や県の値を下回っています。

■ 図2-1-9 出生数と出生率の推移

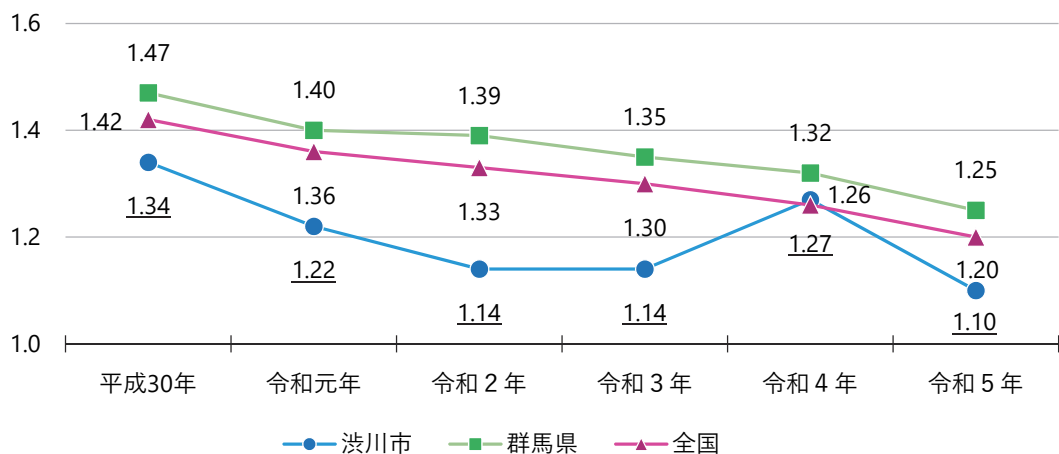


資料：群馬県人口動態統計

④ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、平成 30 年以降減少し続け、令和 4 年に国の値と同程度まで増加しましたが、令和 5 年には再び減少し、1.10 となっています。

■ 図2-1-10 合計特殊出生率の推移



資料：群馬県人口動態統計

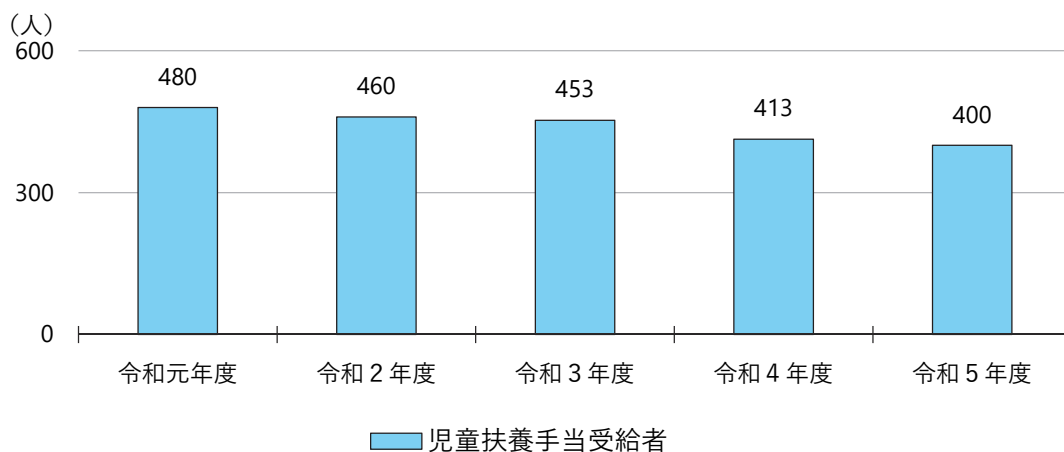
※合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産することの人数

⑤ 児童扶養手当受給者数

ひとり親家庭で子どもを養育している保護者に対し、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給しています。

本市における児童扶養手当受給者数は、令和元年以降、減少傾向で推移しています。

■ 図2-1-11 児童扶養手当受給者の推移

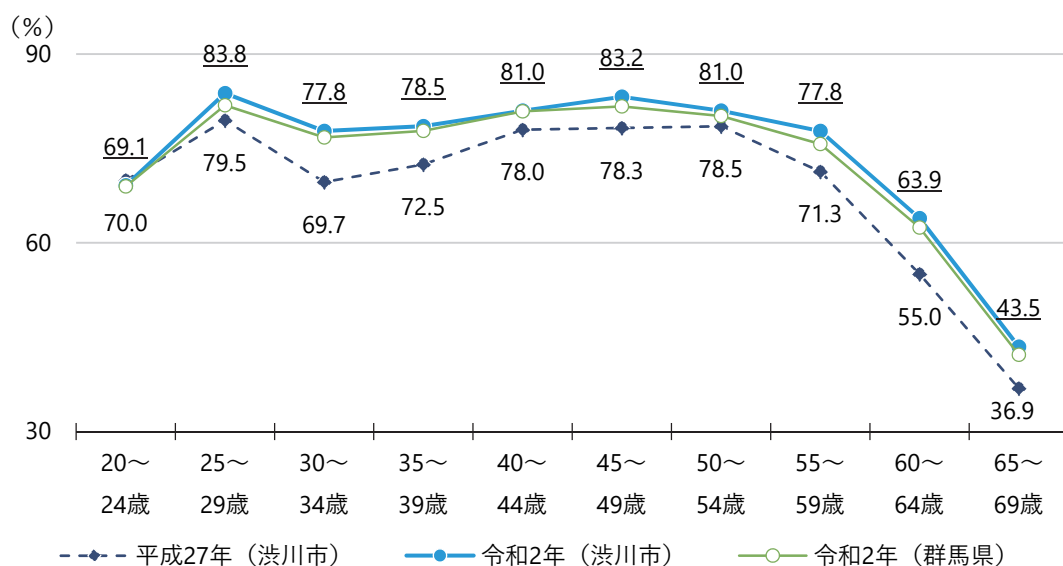


資料：子ども支援課

⑥ 女性の就業率

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、令和2年と平成27年を比較すると、底が上昇し、カーブが緩やかとなっています。さらに、県と比較しても、30歳代の就業率が高くなってきていることが分かります。

■ 図2-1-12 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（数値は平成27年と令和2年の浜川市のみ表示）

2 アンケート結果等からみるこども・若者・子育て世帯の状況

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

渋川市子ども・子育て支援事業計画や渋川市こども計画の策定に当たり、こどもや若者、子育て世帯を対象に子育て支援に関するニーズや生活実態、将来に関する考え等を把握し、基礎資料とすることを目的に以下のアンケート調査を実施しました。

② 調査の一覧

調査名		調査対象	調査方法	調査期間
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	市内在住の就学前児童を持つ保護者	郵送配布・郵送回収	令和5年 12月1日(金) ～ 12月19日(火)
2		市内在住の小学生の児童を持つ保護者	各学校を通じた配布・回収	
3	子どもの生活に関するアンケート調査	市内の小学校に通う5年生の児童及びその保護者	各学校を通じた配布・回収 インターネットによる回答	令和6年 6月27日(木) ～ 7月16日(火)
4		市内の中学校に通う2年生の生徒及びその保護者	各学校を通じた配布・回収 インターネットによる回答	
5	子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査	令和6年4月1日現在、満16歳から満30歳までの市民	郵送配布・郵送回収 インターネットによる回答	令和6年 6月25日(火) ～ 7月18日(木)

③ 回収結果

調査名(調査対象)		配布数 (件)	有効回収数(件)			有効 回収率 (%)
			調査票	インター ネット	合計	
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童の保護者)	1,600	725		725	45.3
2	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (小学生の保護者)	1,800	1,279		1,279	71.1
3	子どもの生活に関するアンケート調査 (市内の小学校に通う5年生の児童及び市内の中学校に通う2年生の生徒)	1,112	461	330	791	71.1
4	子どもの生活に関するアンケート調査 (市内の小学校に通う5年生の保護者及び市内の中学校に通う2年生の保護者)	1,112	451	337	788	70.9
5	子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査 (令和6年4月1日現在、満16歳から満30歳までの市民)	1,000	99	144	243	24.3

(2) アンケート調査結果の概要

【分析・表示について】

- 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が 0.05 未満の場合には 0.0 と表記しています。また、合計が 100.0%とならないこともあります。
- 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が 100%を超えることがあります。
- グラフ中の(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- グラフ中の「前回調査」は第2期渋川市子ども・子育て支援事業計画策定時に実施した調査であり、調査の概要は以下のとおりです。
- 図のタイトルに回答方法を記載しています。選択肢から一つだけ回答を選択する「単一回答」と回答を複数選択する（それぞれ選択する数は異なります）「複数回答」があります。

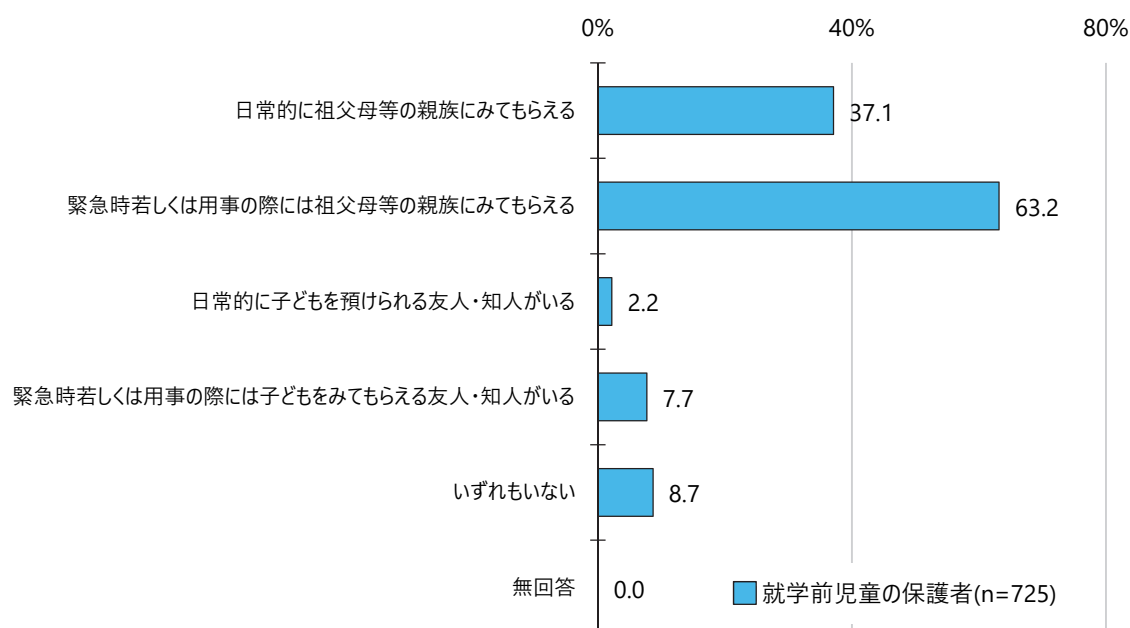
調査対象		調査期間	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者）	平成 31 年 1 月 9 日(水)	1,800	883	49.1
2	子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生の保護者）	平成 31 年 1 月 21 日(月)	1,400	1,157	82.6

I 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

① こどもをみてもらえる人の割合

こどもをみてもらえる人の割合は、「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。また、「いずれもない」という回答が約1割となっています。

■ 図2-2-1 こどもをみてもらえる人の割合＜複数回答＞

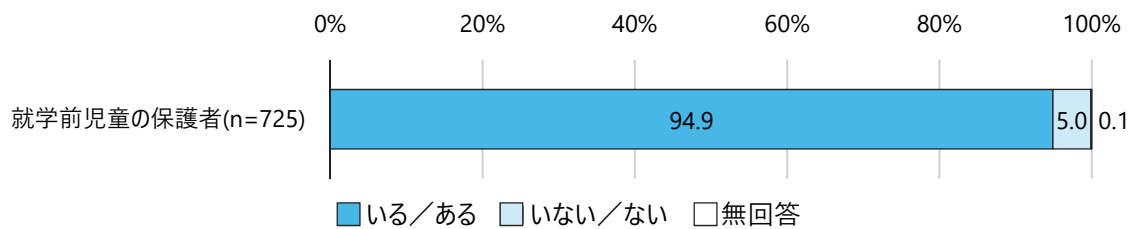


② 相談相手の有無

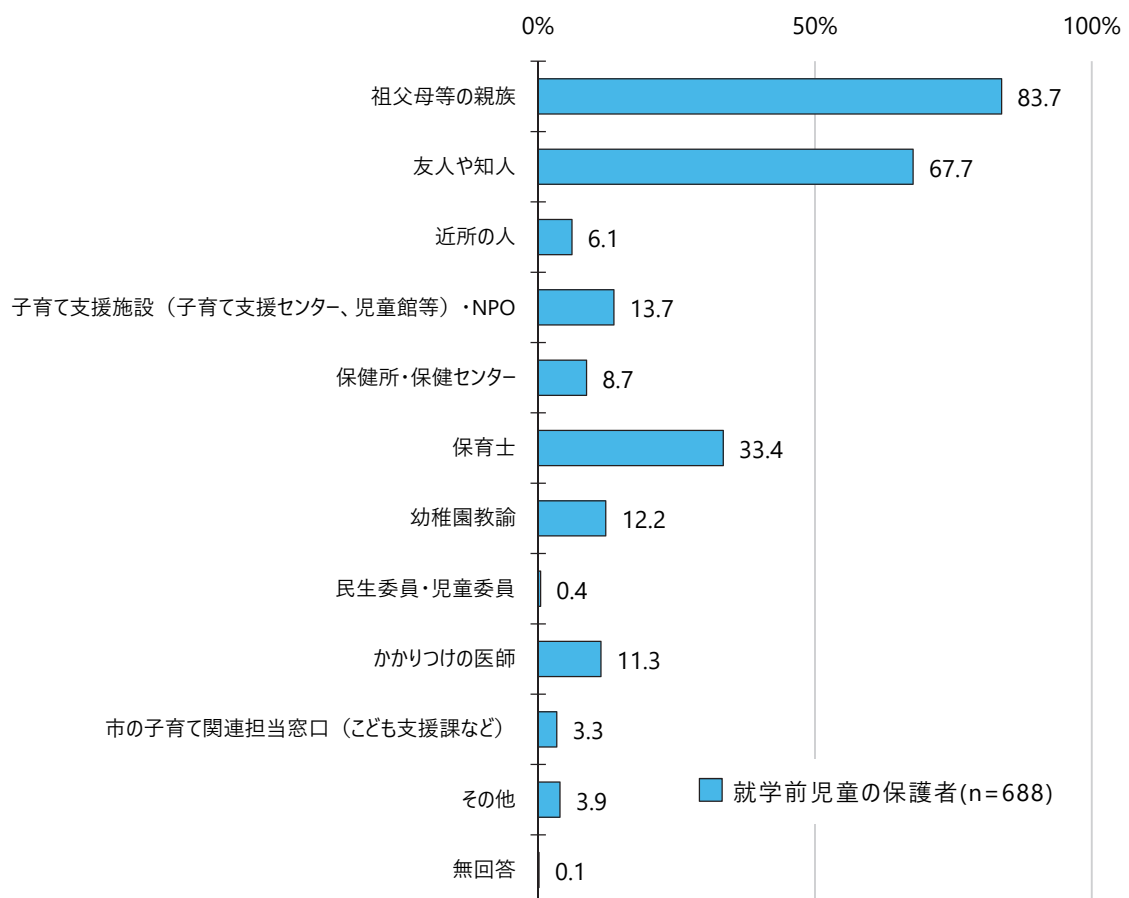
相談相手の有無については、「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの、「いない／ない」という回答が5.0%となっています。

相談相手が「いる／ある」場合、気軽に相談できる人や場所は、「祖父母等の親族」が83.7%と最も高く、次いで「友人や知人」が67.7%、「保育士」が33.4%となっています。

■ 図2-2-2 相談できる人、場所の有無＜単一回答＞



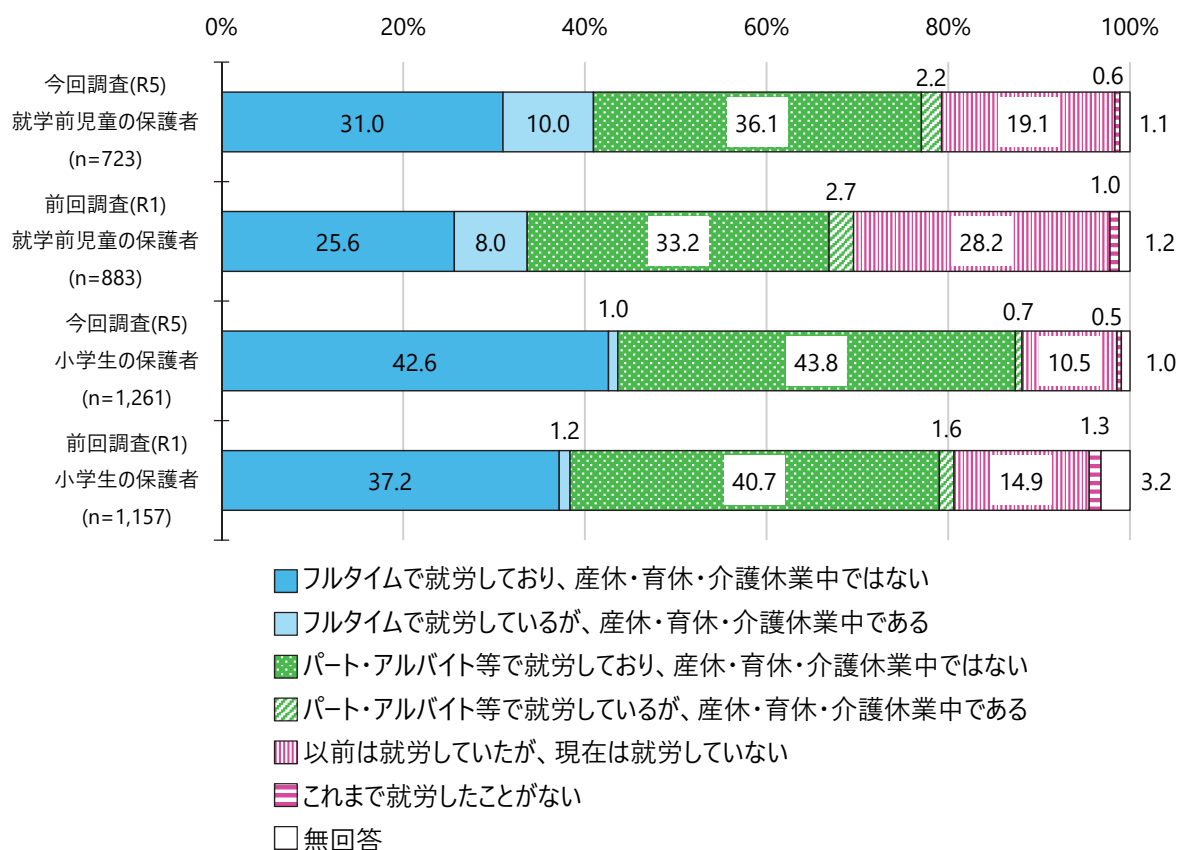
■ 図2-2-3 子育てに関して気軽に相談できる人や場所＜複数回答＞



③ 母親の就労状況

母親の就労状況については、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で就労していると回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童で9.8ポイント、小学生で7.4ポイント上回っており、就学前児童、小学生ともに就労している母親が増加している状況が伺えます。

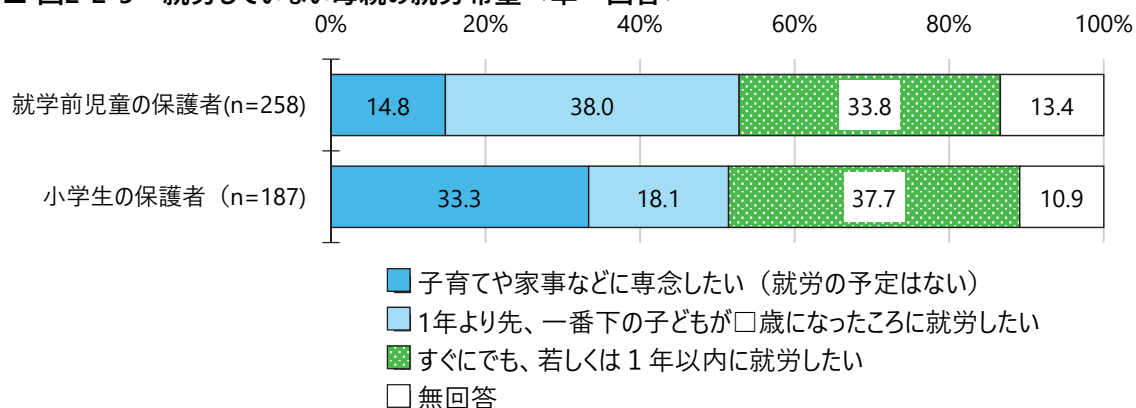
■ 図2-2-4 母親の就労状況＜単一回答＞



④ 就労していない母親の就労希望

就労していない母親の就労希望については、就労したい意向を持っている割合が、就学前児童では71.8%、小学生では55.8%となっています。

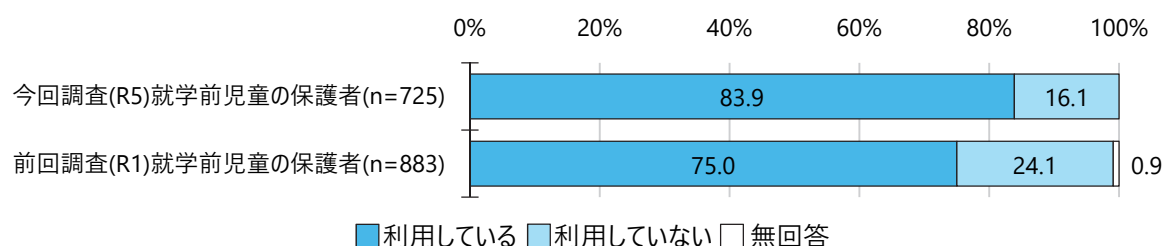
■ 図2-2-5 就労していない母親の就労希望＜単一回答＞



⑤ 就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合は 83.9%と、前回調査（75.0%）より 8.9 ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。

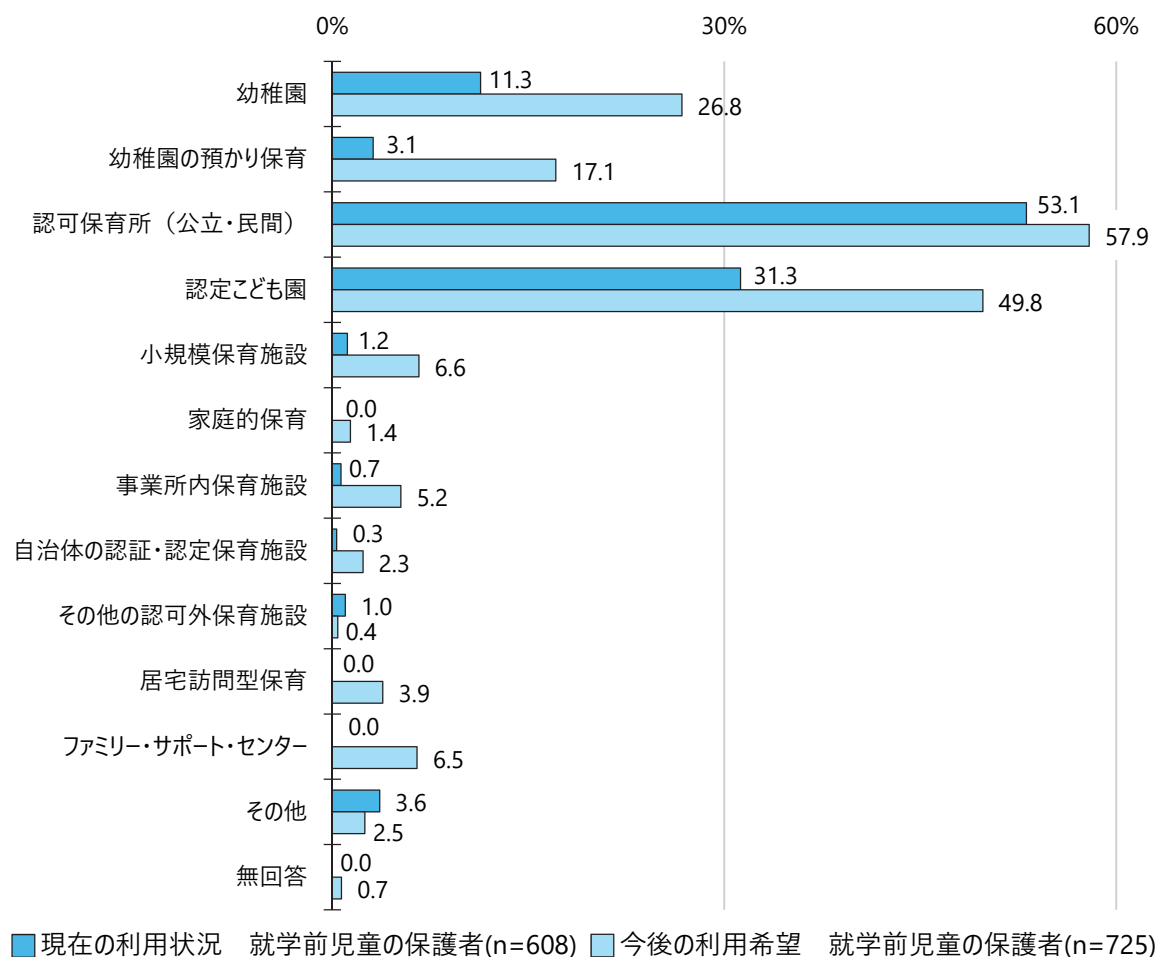
■ 図2-2-6 就学前児童の平日の定期的な教育・保育事業の利用状況＜単一回答＞



⑥ 就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用

就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用については、現在の利用状況と今後の利用意向をみると、ともに「認可保育所（公立・民間）」が 50%以上となっており、次いで、「認定こども園」、「幼稚園」の順となっています。

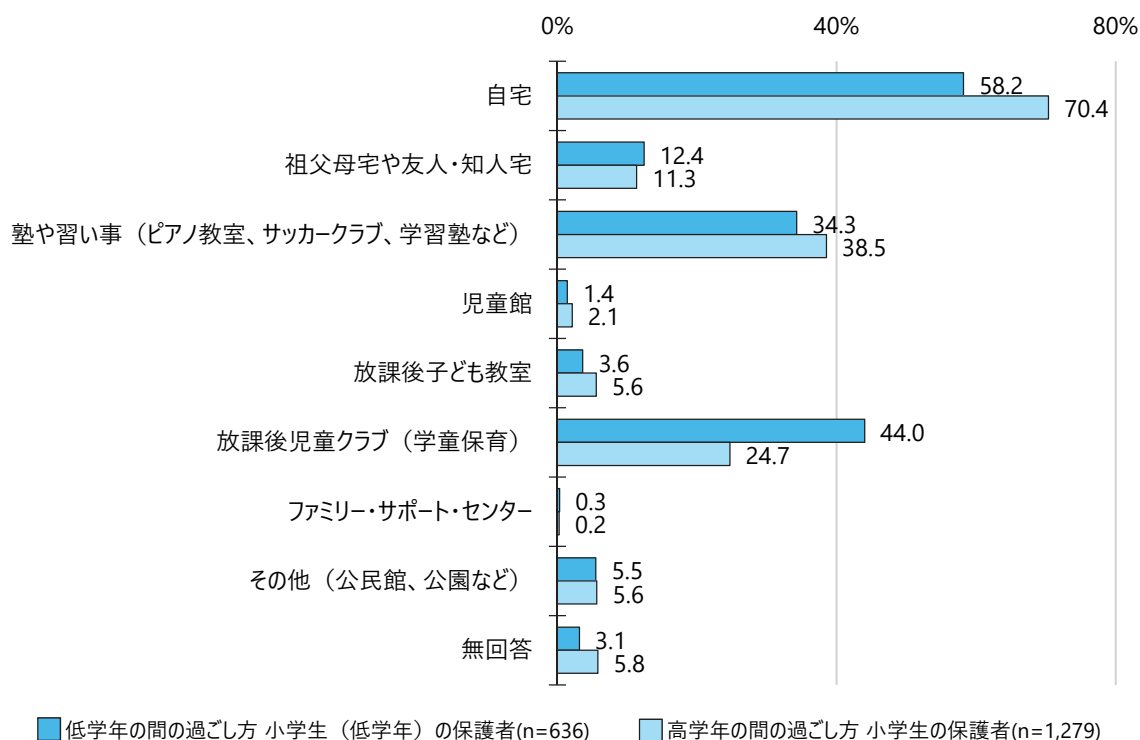
■ 図2-2-7 就学前児童の平日の定期的な教育・保育の利用＜複数回答＞



⑦ こどもの放課後の居場所の利用意向

小学生の保護者に尋ねたこどもの放課後の居場所の利用意向をみると、低学年の間は「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が高学年の間に比べ 19.3% 高く、高学年の間は「自宅」の割合が低学年の間に比べ 12.2% 高くなっています。

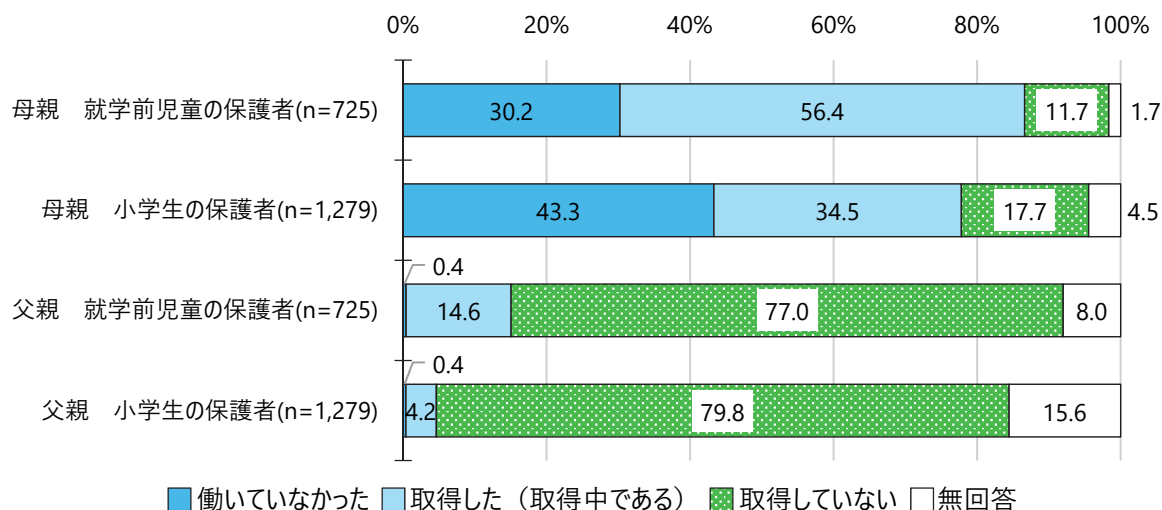
■ 図2-2-8 こどもの放課後の居場所の利用意向＜複数回答＞



⑧ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」と回答した割合をみると、就学前児童の母親は 56.4%、小学生の母親は 34.5%となっていますが、母親と比べ父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。

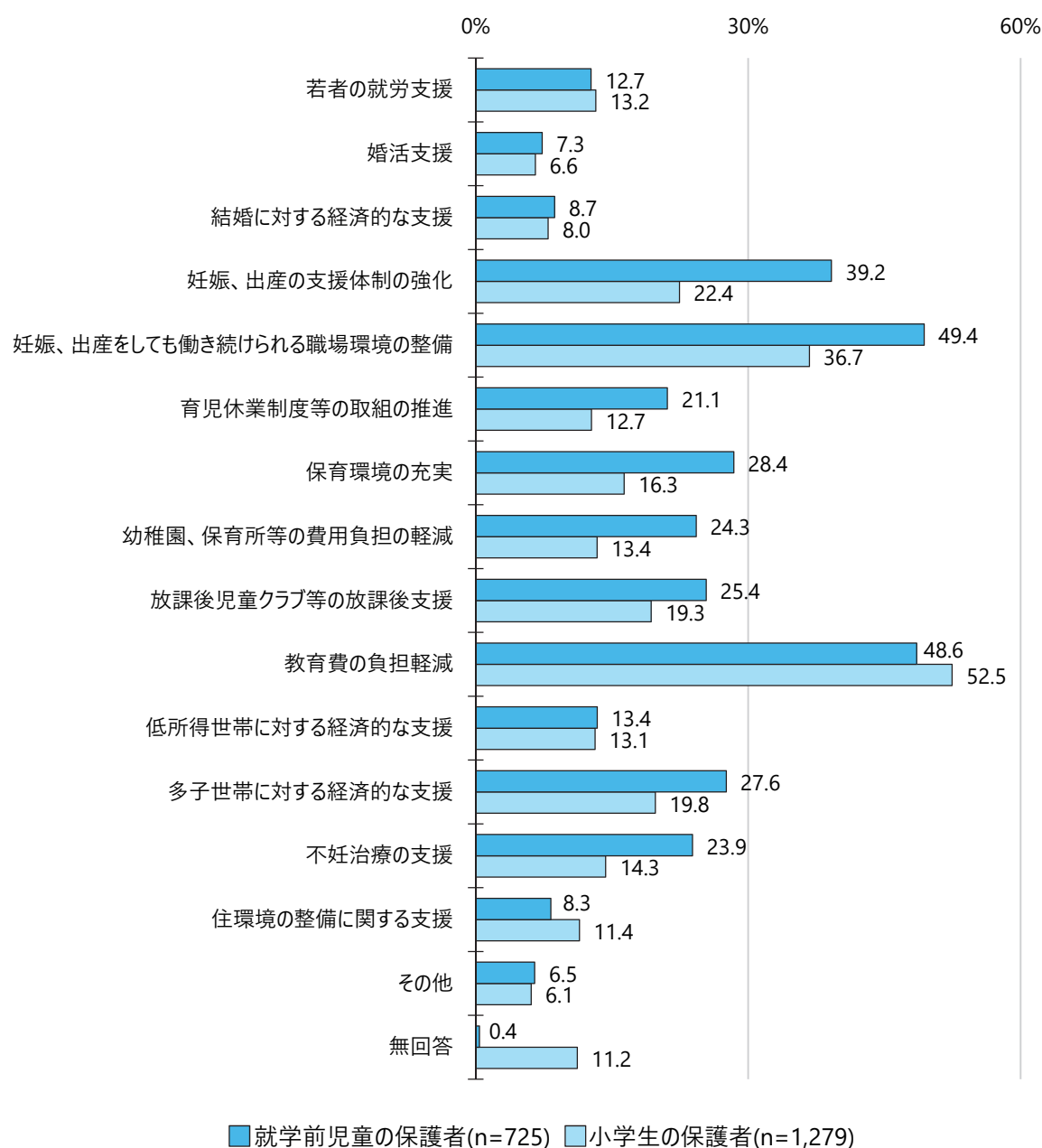
■ 図2-2-9 育児休業の取得状況＜単一回答＞



⑨ 少子化対策として重要な支援

少子化対策として重要な支援については、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「妊娠、出産の支援体制の強化」、「妊娠、出産をしても働き続けられる職場環境の整備」及び「教育費の負担軽減」が上位を占めており、就学前児童の保護者においては、「妊娠、出産の支援体制の強化」及び「妊娠、出産をしても働き続けられる職場環境の整備」の割合が高くなっています。

■ 図2-2-10 少子化対策として重要な支援＜複数回答＞

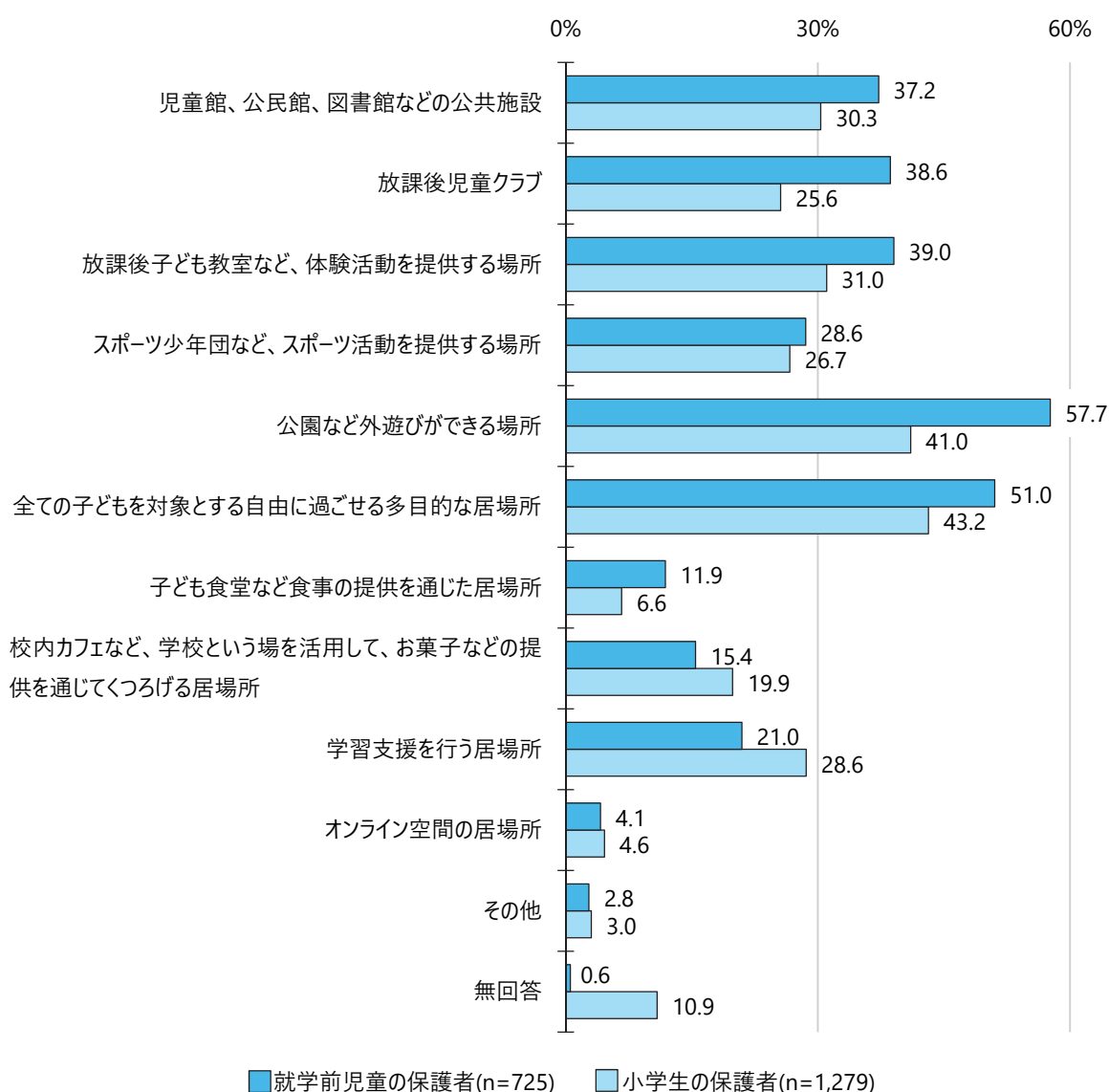


⑩ こどもの居場所

こどもが安心でき、自己存在感や充実感を感じられる居場所については、就学前調査では「公園など外遊びができる場所」が 57.7%と最も多く、次いで「全ての子どもを対象とする自由に過ごせる多目的な居場所」が 51.0%となっています。

小学生調査では、「全ての子どもを対象とする自由に過ごせる多目的な居場所」が 43.2%で最も多く、次いで「公園など外遊びができる場所」が 41.0%となっています。

■図2-2-11 こどもの居場所＜複数回答＞

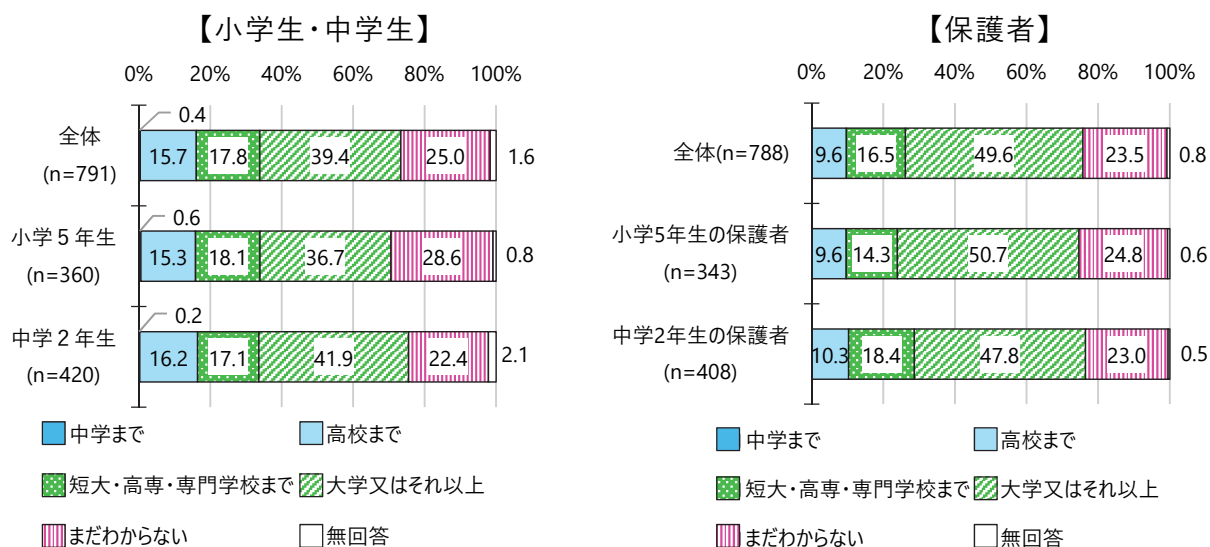


Ⅱ 子どもの生活に関するアンケート調査結果

① 将来の進学について

将来の進学については、小学5年生、中学2年生ともに「大学又はそれ以上」の教育を受けたいと思っている割合が約4割となっています。また、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者では、「大学又はそれ以上」の教育を受けさせたいと思っている割合が約5割となっています。

■ 図 2-2-12 将来の進学＜単一回答＞

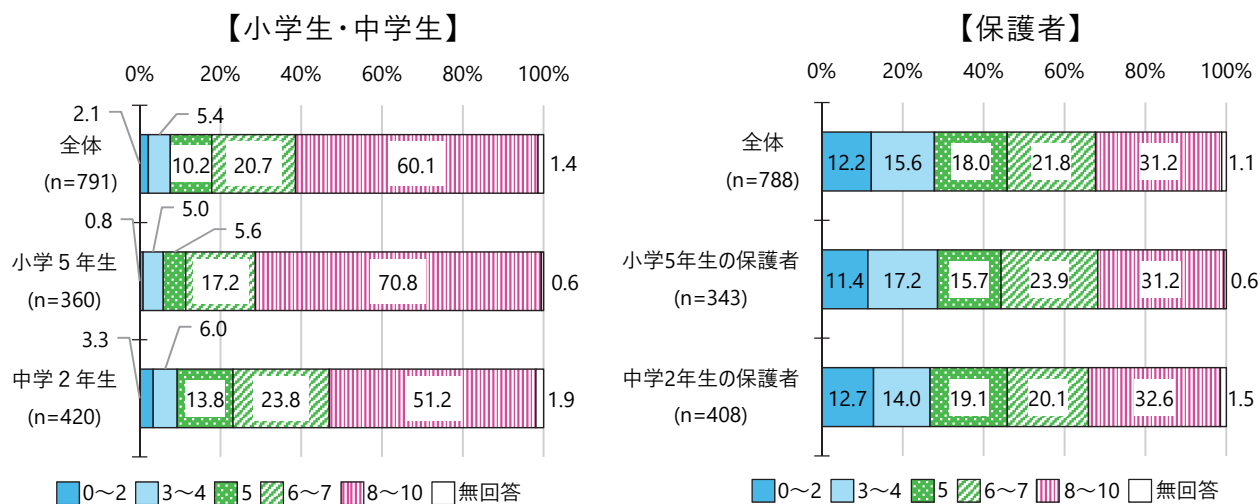


② 今の生活への満足度

今の生活への満足度（10段階：「0」が一番低く、「10」が一番高い）については、小学5年生では70.8%、中学2年生では51.2%が満足度が高い「8～10」と回答しています。

一方、小学5年生の保護者及び中学2年生の保護者の約3割が満足度が高い「8～10」と回答しています。

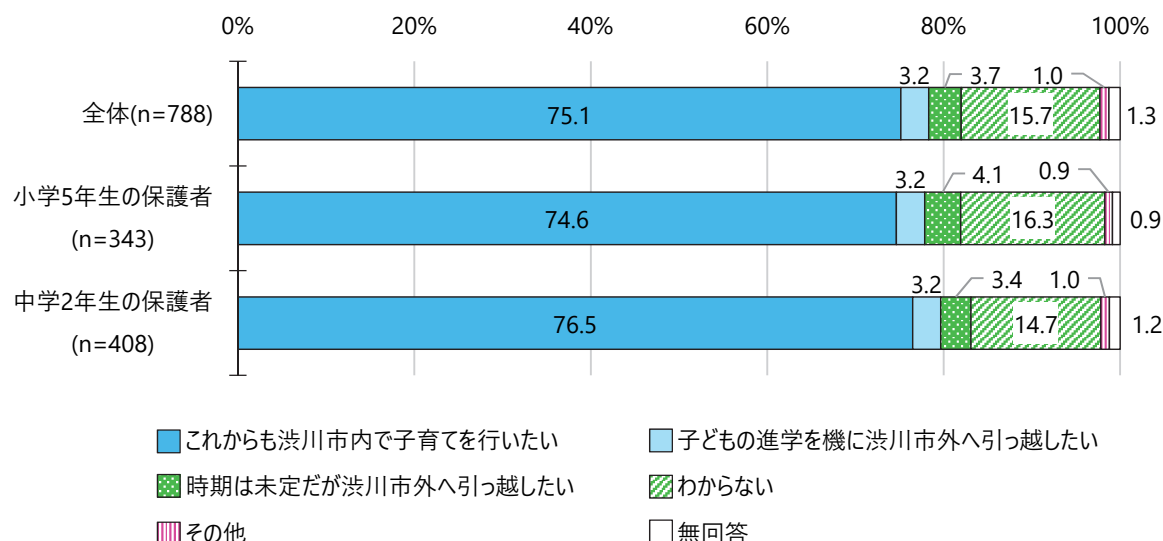
■ 図 2-2-13 今の生活への満足度（10段階）＜単一回答＞



③ 渋川市での今後の子育てについて

渋川市での今後の子育てについては、全体で 75.1%が「これからも渋川市内で子育てを行いたい」と回答しており、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者についても同様の傾向となっています。

■ 図2-2-14 渋川市での今後の子育てについて（保護者）＜単一回答＞

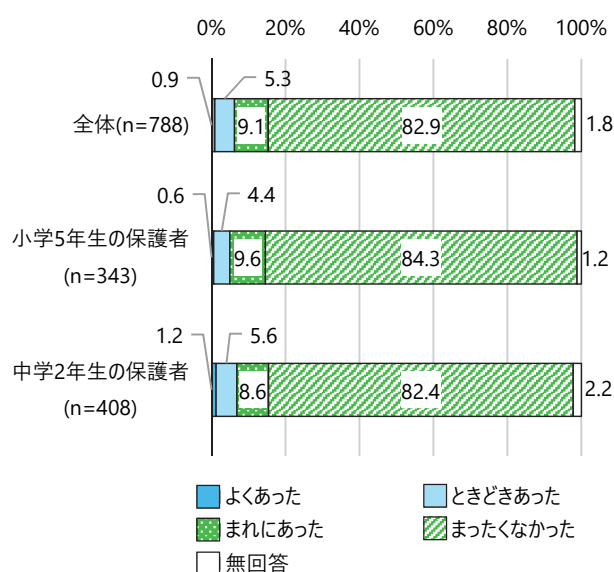


④ 過去1年間の経済状況

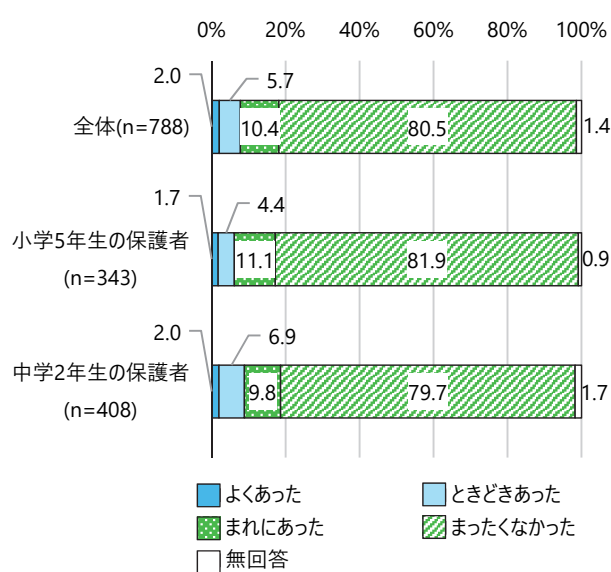
過去1年間の経済状況については、全体の 15.3%で「家族が必要とする食料が買えないことがあった」と、また、全体の 18.1%で「家族が必要とする衣服が買えないことがあった」と回答しています。

■ 図 2-2-15 過去1年間の経済状況＜単一回答＞

【家族が必要とする食料が買えなかったこと】



【家族が必要とする衣服が買えなかったこと】

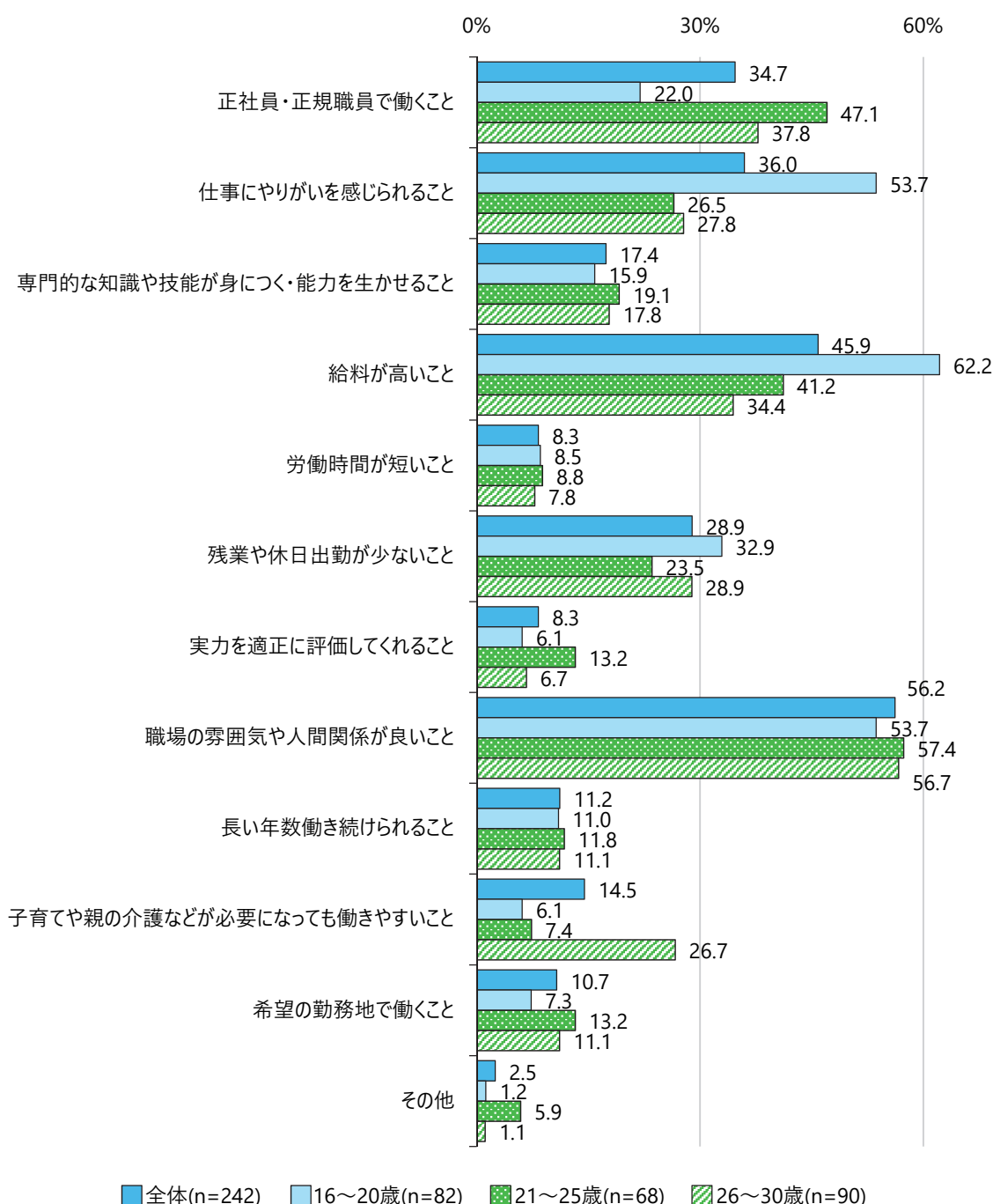


Ⅲ 子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査結果

① 仕事を選ぶ際に重視すること

仕事を選ぶ際に重視することについては、全体では「職場の雰囲気や人間関係が良いこと」が 56.2%、「給料が高いこと」が 45.9%と高くなっています。年代別でみると 16～20 歳では「仕事にやりがいを感じられること」及び「給料が高いこと」、21～25 歳では「正社員・正規職員で働くこと」、26～30 歳では「子育てや親の介護が必要になっても働きやすいこと」が他の年代に比べて割合が高くなっています。

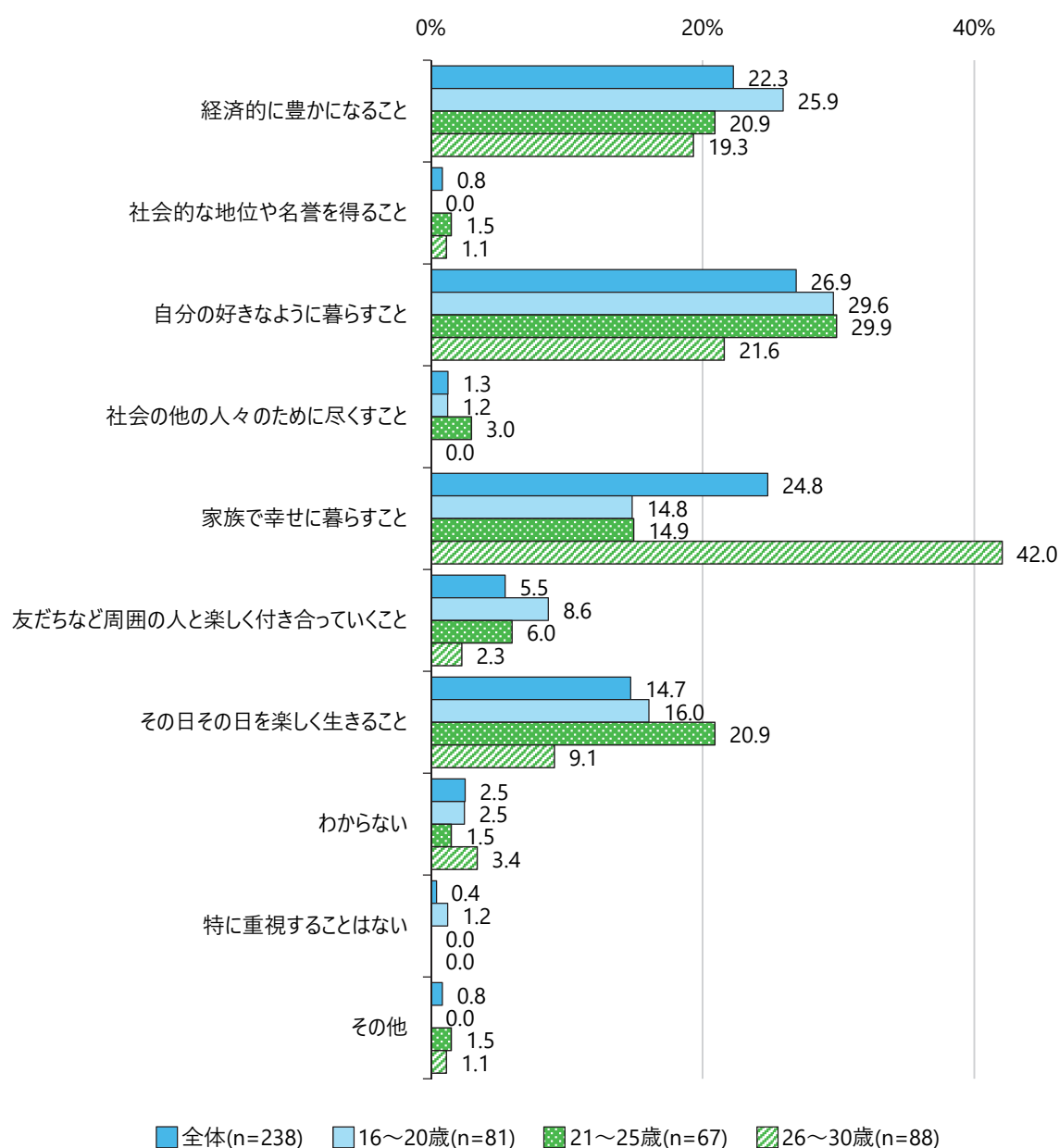
■ 図2-2-16 仕事を選ぶ際に重視すること＜複数回答＞



② 理想とする生き方

理想とする生き方について、全体では「自分の好きなように暮らすこと」が 26.9%、「家族で幸せに暮らすこと」が 24.8%と高くなっています。年代別でみると、16～20 歳では「経済的に豊かになること」、21～25 歳では「その日その日を楽しく生きること」、26～30 歳では「家族で幸せに暮らすこと」の割合が他の年代に比べて高くなっています。

■ 図2-2-17 理想とする生き方＜複数回答＞



(3) こども・若者の意見聴取（しぶかわキッズオピニオン）の概要

こども基本法では、国や都道府県、市区町村はこどもや若者の意見を聴きながら、「こども施策」を進めていくことが規定されています。渋川市では「こども計画」に、こどもや若者の意見を反映させることを目的に「しぶかわキッズオピニオン」を開催しました。

① 開催概要

日 時	令和6年7月27日（土） 14：00～16：00
場 所	渋川市中央公民館
対象者	小学5年生から大学生まで
参加募集方法	広報しぶかわ、市 HP、市公式 LINE、市内学校へのポスター掲示等で周知
参加者	11名（小学6年生5名、中学3年生5名、高校1年生1名）

② 主な意見

2つの意見交換テーマを設定し、意見交換を実施しました。

意見交換は、小学生グループ（5名）と中学生・高校生グループ（6名）に分かれて実施しました。

各テーマに対する主な意見は以下のとおりです。

テーマ		主な意見
1	いま気になっていること、もっとこうなったらいいのと思うことは？	・公園を増やしてほしい ・インターンシップなどの職場体験を増やしてほしい ・学校の古いものを新しいものに取り替えてほしい ・学校の給食でアイスがほしい
2	みんなのために寄附をもらったら、どんなことに使ってほしい？	・課題図書だけでなく違う本も増やしてほしい ・学校の古い備品を新しくしてほしい ・市民プールに屋根をつけてほしい ・駅の周りをもっと活性化すべき

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園の状況

① 保育所の状況

本市における認可保育所数は令和6年4月1日現在、11 か所（公立3、民間8）あり、入所児童数は合計で1,124人と、令和2年4月1日現在の1,290人と比べると166人の減少となっています。

◆保育所の状況

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（箇所）		11	11	11	11	11
定 員（人）		1,173	1,173	1,173	1,173	1,173
入所児童数	公立（人）	226	214	197	195	202
	私立（人）	1,064	1,001	980	947	922
	合計（人）	1,290	1,215	1,177	1,142	1,124
入所率（％）		110.0	103.6	100.3	97.4	95.8

資料：渋川市こども支援課（各年4月1日現在）

② 幼稚園の状況

本市における幼稚園数は令和6年4月1日現在、4 か所（公立のみ）あり、入園児童数は合計で111人と、令和2年4月1日現在の219人と比べると108人の減少となっています。

◆幼稚園の状況

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（箇所）		4	4	4	4	4
定 員（人）		480	480	480	480	480
入園児童数	公立（人）	219	184	151	112	111
	私立（人）					
	合計（人）	219	184	151	112	111
入園率（％）		45.6	38.3	31.5	23.3	23.1

資料：渋川市こども支援課（各年4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

本市における認定こども園数は令和6年4月1日現在、5か所（公立2、民間3）あり、入園児童数は合計で610人と、令和2年4月1日現在の579人と比べると31人の増加となっています。

◆認定こども園の状況

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（箇所）		5	5	5	5	5
定 員（人）		680	645	680	650	660
入園児童数	公立（人）	41	52	59	52	63
	私立（人）	538	513	542	545	547
	合計（人）	579	565	601	597	610
入園率（％）		85.1	87.6	88.4	91.8	92.4

資料：浜川市こども支援課（各年4月1日現在）

（２）放課後児童クラブ等の状況

① 放課後児童クラブの状況

本市における放課後児童クラブ数は令和6年3月31日現在、21か所あり、令和5年度の入所児童数は合計で835人と、令和元年度の790人と比べると45人の増加となっています。

◆放課後児童クラブの状況

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数（支援単位数）		21	21	21	21	21
入所児童数	1～3年（人）	560	570	561	594	615
	4～6年（人）	230	231	241	249	220
	合 計（人）	790	801	802	843	835

資料：浜川市こども支援課

② ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は令和元年度以降、令和4年度にかけて減少傾向で推移していましたが、令和5年度に増加に転じています。利用件数は令和5年度で659件と、令和元年度の551件に比べて108件の増加となっています。

◆ファミリー・サポート・センターの状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員合計（人）	1,164	1,095	1,049	1,035	1,052
おねがい（依頼）会員（人）	961	902	863	853	864
まかせて（提供）会員（人）	144	152	146	142	146
どっちも（両方）会員（人）	59	41	40	40	42
利用件数（件）	551	535	634	829	659

資料：渋川市こども支援課

③ 地域子育て支援拠点事業の状況

本市の地域子育て支援拠点は、「子育て支援総合センター」、「民間保育所・認定こども園」及び「公立保育所（自園実施）・幼稚園（出向き支援）」に分かれています。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各拠点において利用者数の減少がみられましたが、子育て支援総合センターや民間保育所等では回復傾向がみられます。公立保育所や公立幼稚園では令和5年度の年間利用者数に減少がみられます。

◆地域子育て支援拠点の状況

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援総合センター 年間利用者数（人）		29,504	7,899	7,922	12,221	23,482
民 間 保育園等	実施箇所（箇所）	8	8	8	9	9
	年間利用者（人）	8,051	4,792	4,533	6,644	7,676
公 立 保 育 所	実施箇所（箇所）	4	4	4	4	4
	年間利用者（人）	1,427	549	1,151	1,156	713
公 立 幼 稚 園	実施箇所（箇所）	5	5	5	5	5
	年間利用者（人）	1,609	970	699	1,041	880

資料：渋川市こども支援課

4 こども・子育てをめぐる本市の主な課題

(1) 社会全体での少子化の対策に向けた取組の推進

本市の出生数は、令和元年に 400 人を割り込み、令和 5 年では 308 人にまで減少しています。合計特殊出生率も同様に減少し、令和 5 年には 1.10 と国の 1.20 や県の 1.25 を下回っています。

少子化の進行を防ぐためには、妊娠・出産の支援体制の強化、不妊・不育治療や産前・産後における相談支援体制の充実、妊娠、出産をしても働き続けられる職場環境の整備、若い世代が安定した生活を送るための就労環境の確保、男女の出会いの機会の創出など、若い世代が結婚や子育てといったことに将来展望を描くことができるよう支援していくことが重要です。

また、子育ての視点からは、育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備といったことが重要となり、地域や社会全体で取組を推進していくことが必要です。

(2) 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

本市の女性の就業率は増加傾向で推移しており、子ども・子育て支援に関する二一ス調査では、母親の就労状況で「就労している」と回答した割合は前回調査（平成 31 年 1 月）と比較して、就学前児童の保護者で 9.8 ポイント、小学生の保護者で 7.4 ポイント上昇しています。また、現在は就労していない母親についても、就学前児童の保護者の約 3 割、小学生の保護者の約 4 割が「すぐにでも、若しくは 1 年以内に就労したい」と回答しており、子育て世帯における、女性の就業率は高まりを見せています。

このことから、出産や育児といったライフイベントを迎えても継続して就労ができる環境の整備や新たに就労を希望する方への就労支援が必要です。

共働き世帯が増加する中で、母親に比べると、父親の育児休業取得率は、まだまだ低い現状となっています。男女共同参画の観点に立って、保育サービスの一層の充実や働き方の見直し、働きやすい職場環境の整備などの取組を進め、男性の育児参加を促進していくことが必要です。

また、性別にかかわらず、仕事と家庭の両立を図りながら、安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を、社会全体へと浸透させていくことが必要です。

(3) 地域における子育て支援体制の充実

子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果をみると、こどもをみてもらえる親族や友人・知人がいない人は 8.7%、相談できる相手がいない人は 5.0%となっており、核家族化や地域のつながりの希薄化が進んでいく中で、子育ての不安や負担を一人で抱えてしまっている親の状況が伺われます。子育て支援サービスの周知や内容の充実を図るとともに、地域で子育てを支える環境づくりを行っていくことが必要です。

また、共働き世帯が増加しており、「定期的な教育・保育事業」について 83.9%の方が利用していると回答しています。今後希望する預け先では、現在の預け先に比べて、特に「認定こども園」の割合が増加しています。

一方、公立幼稚園は児童数が減少しており、施設のあり方について、多角的に検討を進める必要があります。

子育て家庭における、幼児期の学校教育の利用希望への対応や多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図っていくことが必要です。

(4) こどもたちの健やかな成長を守る支援体制整備の推進

少子化や核家族化、地域における付き合いの希薄化等、子育て世帯を取り巻く環境が変化していく中で、児童虐待の増加やヤングケアラーの顕在化、子育ての孤立化に伴う保護者の負担感の増大等の状況が見られます。

未然防止・早期発見に向けた取組の強化、相談支援体制の充実が重要であり、こども家庭センター等を通じ、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を強化し、地域における関係機関間の連携を強め、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備していくことが必要です。

また、子育て家庭をめぐる問題は、障害・疾病・虐待・貧困など複合的で困難な問題が複雑に絡まるなど、課題が深刻化・複合化しており、教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体の協働、多職種の専門家による連携支援を進めていくことが必要です。

(5) こどもの貧困対策に向けた取組の推進

令和4年の国民生活基礎調査によると、日本のこどもの相対的貧困率※は11.5%で、9人に1人が貧困状態にあるとされています。

子どもの生活に関するアンケート調査及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果をみると、小学5年生及び中学2年生の保護者の約15%において、「過去1年間に家族が必要とする食料が買えないことがあった」と回答しています。また、就学前の児童の保護者及び小学生の保護者が子育てをする上で不安に感じることや悩みについては、「子育てに対する経済的負担」と回答した人が最も多くなっており、子育て家庭における苦しい生活状況や子育てにかかる経済的負担の大きさが表れています。

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面などにも及びます。生まれ育った環境によってこどもの将来が左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を進めていくことが必要です。

(6) 若者の希望実現に向けた取組の推進

こども・若者が権利の主体であり、個人として尊重され、自由に意見を表明できる環境を整備していくとともに、こども・若者の「最善の利益」を図っていくことが重要です。

子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査結果をみると、理想とする生き方について、16歳から20歳まででは「経済的に豊かになること」、21歳～25歳まででは「その日その日を楽しく生きること」、26歳～30歳まででは「家族で幸せに暮らすこと」の割合が他の年代に比べて高くなっています。

個人の特性やライフステージに応じて、こども・若者の希望が実現できるよう、当事者の立場に立った支援を推進していくことが必要です。

※相対的貧困率：国民一人ひとりの等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した数値）を計算し、中央値の半分に満たない人の比率

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1 基本理念

これまで本市では、「子育てと成長の喜びを実感できる魅力のあるまち渋川」を基本理念に掲げ、第2期子ども・子育て支援事業計画に沿い、こどもの最善の利益※を考
えながら、こどもを大切に育て、子育ての喜びが実感できるよう取り組んできました。

また、親やこどもだけでなく、地域でもこども・若者の成長を支援し、こどもがい
きいきと育ち、地域全体で喜びが実感できるまちづくりを進めてきました。

国のこども大綱においては、「こどもや若者が保護者や社会に支えられながら、心
身ともに健やかに成長できる社会」及び「子育てに伴う喜びを実感でき、そうした環
境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会」等を目指すこととしていま
す。

全てのこども・若者が、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会
的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができ、子育て当事者をはじめ地域
全体で子育ての喜びを実感できるまちの実現に向けて、本計画の基本理念を次のとお
りとします。

【基本理念】

**こどもが幸せを感じながら成長し、
地域全体で子育ての喜びを実感できるまち渋川**

※こどもの最善の利益：こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよ
いことは何か」を第一に考えること。

2 基本方針

基本理念である「こどもが幸せを感じながら成長し、地域全体で子育ての喜びを実感できるまち渋川」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の5つの基本方針を定めます。

(1) こどもの人権、権利の保障

こどもは生まれながらにして権利の主体であり、人格を持った個人として尊重されるべき存在です。その人権を尊重し、権利を保障することにより、多様性のあるこども・若者一人ひとりの今とこれからの「最善の利益」を図ります。

(2) こどもの社会参画の推進

自らの意見を表明し社会参画することは、こども・若者の権利として認められるべきものであり、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつながります。年齢や発達に応じて意見を形成し、表明することを支援するとともに、こども・若者が活躍できる機会をつくれます。

(3) ライフステージを通じた切れ目のない支援

「子育て」は、こどもの誕生前から始まり、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続きます。こども・若者や子育て当事者の一人ひとりが、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通じた切れ目のない支援を社会全体で行います。

(4) 誰一人取り残さない社会の実現

全てのこども・若者が健やかに成長していくためには、個々の特性やニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。配慮が必要な状況にあるこども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せな状態で成長できる社会の実現に向けた環境づくりを行います。

(5) 未来に希望が持てる社会の形成

若い世代が希望や意欲を持って、社会で活躍することができ、それぞれの希望に応じ、安心して家庭を持ち、こどもを産み育てることができるよう、経済的基盤の確保や生活と仕事の調和、結婚・出産後も希望するキャリアの形成ができる環境を整備します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本方針のもとで進める取組の目標として次の8つの基本目標を定めます。

❖ 基本目標1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

こども・若者は、生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利が保障され、最善の利益が図られる必要があります。こども・若者が安心して意見を述べるができる場や機会をつくり、こども・若者の意見が反映される社会づくりを行います。

❖ 基本目標2 安心して子育てができる環境の整備

少子化や核家族化、共働き世帯の増加等により、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化し、幼児教育や保育に対するニーズは多様化しています。様々なニーズに的確に対応できるよう、質の高い教育・保育サービスや子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちを目指します。

❖ 基本目標3 親子の健康の保持増進

妊娠期から始まる健康づくりは、出産、子育てを経て、青年期に至るまで切れ目なく続けることが必要です。心身が健全に発達できるよう、こども・若者一人ひとりに寄り添い、成長に合わせた支援を実施します。

❖ 基本目標4 こどもの育ちを支える環境の整備

学校は他者との関わりを持ちながら、学び、育つ大切な居場所の一つです。また、多様な体験活動は、こども・若者の成長の原点となります。学校・家庭・地域が一体となって、こどもの育ちを支えながら、こどもが健やかに成長できるまちを目指します。

❖ 基本目標5 こどもの安全と居場所の確保

こどもが事件や事故に巻き込まれるケースが後を絶ちません。こどもが安全に日常生活を送ることができるよう、関係機関や団体等と連携しながら、交通安全の確保や防犯体制の充実を図るとともに、こども・若者が安心して過ごせる居場所を確保し、安全・安心に生活できるまちを目指します。

❖ 基本目標6 配慮が必要な状況にある子どもと家庭への支援の充実

家庭環境や経済状況、病気、障害等の状況によって、子どもが不利益を被ることがあってはいけません。子どもや子育て当事者が安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を適切に実施します。

❖ 基本目標7 若者の希望の実現や活躍に向けた支援の充実

若者がおとなになり、安心して生活するためには、安定した就労環境による経済的基盤の確保が必要です。若者の就学・就労支援を行うとともに、雇用創出を図り、若者が未来に希望を持ち、活躍できるまちを目指します。

❖ 基本目標8 職業生活と家庭生活との両立の推進

核家族化や女性の社会進出が進み、男女がともに家事や育児を担い、家庭生活を築いていくことが大切です。男性の家事・子育てへの主体的な参画を促進するとともに、男女問わず、育児休業取得や、在宅勤務や短時間勤務等の多様で柔軟な働き方を推進し、仕事と家庭が両立できる環境整備を進めます。



4 施策の体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

基本理念	基本方針	基本目標	基本施策
こどもが幸せを感じながら成長し、地域全体で子育ての喜びを実感できるまち渋川	○ 未来に希望が持てる社会の形成 ○ 誰一人取り残さない社会の実現 ○ ライフステージを通じた切れ目のない支援 ○ こどもの社会参画の推進 ○ こどもの人権、権利の保障	【基本目標１】 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	1 こどもの権利を大切にする意識の醸成 2 人権教育の推進
		【基本目標２】 安心して子育てができる環境の整備	1 地域における子育て支援サービスの充実 2 幼児教育・保育サービスの充実 3 安心して外出できる環境の整備
		【基本目標３】 親子の健康の保持増進	1 妊産婦、乳幼児の健康の保持 2 学童期から青年期の健康の保持 3 食育の推進 4 小児医療の充実
		【基本目標４】 こどもの育ちを支える環境の整備	1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 2 家庭や地域の教育力の向上 3 多様な学びや遊びの提供による健全育成
		【基本目標５】 こどもの安全と居場所の確保	1 こどもの事故防止対策の推進 2 こどもを犯罪等から守るための活動の推進 3 児童虐待防止対策等の推進 4 こどもの居場所の確保
		【基本目標６】 配慮が必要な状況にあるこどもと家庭への支援の充実	1 こどもの貧困対策の推進 2 社会的養育の推進とヤングケアラーへの支援 3 障害児支援の充実 4 外国につながるあるこどもや家庭への支援
		【基本目標７】 若者の希望の実現や活躍に向けた支援の充実	1 若者の就労等支援の充実 2 結婚を希望する若者等への支援 3 産業誘致による雇用の創出
		【基本目標８】 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 多様な働き方の実現 2 仕事と子育ての両立の推進

第4章 具体的施策・事業の展開（各論）

❖ 基本目標1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

◎ 基本施策1-1 こどもの権利を大切にする意識の醸成

こども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供を行うとともに、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、社会全体において、こどもの権利を大切にする意識を醸成します。

施策	内容	
①こども・若者の意見表明	こども・若者が将来にわたって、一人ひとりが思う幸福な生活を送ることができるよう、当事者であるこども・若者の意見を聴き、こども施策の実施において、こども・若者の意見を反映するため、こども・若者意見交換会を実施します。	
関連事業等	こども・若者意見交換会（しづかわキッズオピニオン）	こども政策課
	未来戦略推進事業（しづかわ未来共創カフェ）	政策戦略課
②こどもの権利の周知	こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶとともに、家庭や学校、地域など、社会全体で共有することを推進します。	
関連事業等	こども計画推進事業	こども政策課

◎ 基本施策1-2 人権教育の推進

誰もが地域社会の一員として尊重され、差別や偏見のない、暮らしやすい社会の実現が求められています。文化・思想・国籍・性別などによる差別や偏見など様々な人権問題について、市民一人ひとりの理解を求め、人権尊重の意識の醸成を図ります。

施策	内容	
①人権教育の推進	こども・若者をはじめ、市民一人ひとりが自己の権利を知るとともに誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し、人権問題の現状と課題を正しく理解し、問題解決に向けて協力できるよう、人権教育を推進します。	
関連事業等	人権教育推進事業（人権尊重ポスターコンクール、人権教育講演会等）	生涯学習課
	人権教育推進協議会	生涯学習課

❖ 基本目標２ 安心して子育てができる環境の整備

◎ 基本施策２－１ 地域における子育て支援サービスの充実

こどもの減少とともに、地域社会におけるつながりが希薄化し、子育て中の親同士の交流も減少しています。

子育て世帯が孤立することなく、こどもが健やかに成長するためには、地域で協力しながら子育てを行うことが重要です。地域における様々な子育てサービスの充実及び質的向上を図るとともに、地域による支援の輪を広げ、地域全体での子育て支援を推進します。

施策	内容	
①妊産婦の支援	妊娠・産褥期の健やかな生活と、母親の精神的、肉体的負担の軽減を図るため、訪問指導や育児・家事援助を行うほか、妊娠・出産に伴う経済的な支援等を行い、妊産婦をサポートします。	
関連事業等	産前・産後サポート事業	こども支援課
	こども家庭センター	こども支援課、健康増進課
	妊産婦・新生児訪問指導	健康増進課
	出産・子育て応援事業	健康増進課
	初回産科受診料の助成	健康増進課
②ファミリー・サポート・センターの活動支援	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人との相互援助活動により、こどもの預かりや送迎、病児・病後児の預かり、緊急時の宿泊を伴う預かりなどニーズに対応した支援を行います。	
関連事業等	ファミリー・サポート・センター	こども支援課
③こども家庭センターの充実	母子保健から子育てに関する支援を一元的に行い、切れ目のない支援の提供を実施します。	
関連事業等	こども家庭センター	こども支援課、健康増進課
④子育て支援センターの充実	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流ができる場所を開設し、育児相談や情報提供を行うほか、親子のふれあい遊びを中心とした子育て支援や子育て講座を実施し、子育ての不安感を緩和しこどもの健やかな育ちの支援を行います。	
関連事業等	子育て支援総合センター	こども支援課

施策	内容	
⑤地域子育て相談 機関の充実	こどもの身近な場所で子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズに基づいて助言、支援を行います。	
関連事業等	地域の子育て相談（地域子育て支援センター、子育て支援総合センター）	こども支援課
⑥子育て支援講座 等の実施	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講座等を通じて、助言等の必要な支援を行うほか、親子同士の交流を図る場所を提供し、子育てネットワークの構築に取り組みます。	
関連事業等	子育て支援講座	こども政策課
	ほめ育推進事業	こども政策課
	子育てサロンの実施	地域包括ケア課
⑦子育て情報の提供	保育サービスや子育て支援に関する情報を、子育てコンシェルジュを配置した子育て総合窓口、子育て支援ウェブサイトや子育てガイド誌等で情報提供を行います。	
関連事業等	子育て総合窓口	こども支援課
	ウェブサイト「しづかわ子育て応援ナビ」	こども政策課
	ガイド誌「しづかわ子育て応援ガイドブック」「しづかわ広域おでかけマップ」	こども政策課
⑧保育サポーター による託児の実施	市が主催するセミナーや講座の開催時に、子育て中の保護者がこどもの預け先を心配することなく参加できるよう、臨時保育室を設置し託児を実施します。	
関連事業等	保育サポーターによる託児の実施	政策戦略課
⑨子育て短期支援 事業の実施	保護者の疾病・出産・看護等により、児童の養育が困難になった場合、又は恒常的な残業等により帰宅が夜間にわたる場合、児童養護施設で児童の一時的な養育、保護を実施します。	
関連事業等	子育て短期支援事業	こども支援課



◎ 基本施策２－２ 幼児教育・保育サービスの充実

人口減少、核家族化、共働き世帯の増加、働き方の多様化等、社会環境の変化に伴い、保育ニーズは多様化しています。

乳幼児期は、こどもの成長にとってその後の人生を歩むうえでとても大切な時期となります。一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりを持ちながら、質の高い幼児教育・保育を行うとともに、多様化する保育ニーズに対応していきます。

施策	内容	
①延長保育の実施	保護者の多様化する就労形態に対応するため、通常の開所時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8 時間）を超えて保育を行います。	
関連事業等	延長保育の実施	こども支援課
②休日保育の実施	日曜日や祝日等の休日に、保護者の就労や疾病等により家庭において児童の保育ができない場合、保育所での保育を行います。	
関連事業等	休日保育の実施	こども支援課
③一時預かり（一般型）の実施	保護者の疾病、冠婚葬祭及び育児疲れ等に対応するため、一時的な保育を実施します。（保育所・認定こども園）	
関連事業等	一時預かり（一般型）の実施	こども支援課
④一時預かり（幼稚園型）の実施	通常の教育時間外に、在籍している児童に対して保育を実施します。（幼稚園・認定こども園）	
関連事業等	一時預かり（幼稚園型）の実施	こども支援課
⑤病児・病後児保育の充実	児童が病気、又は回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な期間の一時的な児童の預かりを実施します。（みつばち保育園） 保育中に体調不良となった児童に対して看護師を配置し、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を実施します。（北橘保育園・白ばら幼稚園）	
関連事業等	病児・病後児保育	こども支援課
⑥教育・保育施設の適正な配置	こどもに適切な教育・保育環境を提供するため、児童数の推移や教育・保育ニーズを適確に捉えながら施設の適正な配置に努めるとともに、民間施設の整備に対し、助成を行います。	
関連事業等	保育所等の適正配置	こども支援課、こども政策課
	民間保育所等の整備に係る補助	こども支援課
	認定こども園整備事業	こども支援課

施策	内容	
⑦幼児教育・保育に関する職員の資質向上	幼児教育・保育について、課題の把握に努めます。また、把握した課題を解決するため、職員の資質向上を図るための各種研修等を実施します。	
関連事業等	各種研修の実施	こども支援課、学校教育課
	教育実践研究会への参加	学校教育課
⑧幼児教育・保育人材の確保	保育人材バンクの運営や保育支援者の配置支援などの対策を強化し、保育の仕事合同就職説明会や保育のお仕事体験ツアーの実施による保育士等の確保策を強化することで、多様化する教育・保育ニーズに適切に対応していきます。	
関連事業等	保育人材確保対策事業	こども支援課
⑨保育料の完全無償化等	幼稚園・認可保育施設・認可外保育施設等を利用する全ての児童を対象として、保育料の完全無償化を継続します。 また、副食費の免除や預かり保育・認可外施設等の利用料の無償化等、保護者の負担を軽減します。	
関連事業等	保育料の完全無償化	こども支援課
	副食費の免除	こども支援課
	預かり保育・認可外施設等の利用料の無償化	こども支援課
⑩こども誰でも通園事業の実施	同世代のこども同士の発達を促し、保護者の育児負担を軽減するため、保護者の就労等の理由を問わず、月一定期間までの利用可能枠の中で、時間単位で幼稚園等を利用できるこども誰でも通園事業を実施します。	
関連事業等	こども誰でも通園事業	こども支援課
⑪障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	保育所・幼稚園・認定こども園・学校における障害児・医療的ケア児一人ひとりの発達特性や状況に応じた柔軟な受け入れ体制の充実を図ります。	
関連事業等	障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	こども支援課、学校教育課
	医療的ケア児支援事業（訪問看護サービス）	地域包括ケア課

◎ 基本施策２－３ 安心して外出できる環境の整備

安全で安心して暮らせることは、子育てしやすいまちづくりを進める上で、欠くことのできない重要な要素です。こどもや子育て家庭が安全に安心して利用できるよう道路や施設などの都市環境整備を進めるとともに、外出時の移動手段についても、充実を図ります。

施策	内容	
①公園・公衆トイレ等の整備	安全で安心して利用できる公園を維持するため、点検及び診断等を行うとともに、公衆トイレ等の清掃の維持管理や、ベビーカー・車椅子・手すりなど様々な利用者に配慮した多機能トイレの整備に努めます。	
	関連事業等	一般公衆トイレの維持管理 環境森林課
		観光地公衆トイレの維持管理 観光課
		公園トイレの維持管理 都市政策課
②赤ちゃんの駅の整備と情報提供	おむつ替えスペースや授乳室を整備した公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て中の親子が安心して外出ができる環境の整備を図ります。 また、公園や赤ちゃんの駅等をマップ化して情報提供を図ります。	
	関連事業等	赤ちゃんの駅の整備と情報提供 こども政策課
③防犯灯の整備	通学路等への防犯灯の整備を進め、夜間における犯罪の防止や通行の安全を図ります。	
	関連事業等	防犯灯の整備 危機管理室
④こどもの移動手段の確保	保育所等への送迎などのほか、塾や習い事、放課後児童クラブへの移動や、部活動の地域移行に伴う移動など、こどもの移動をサポートします。	
	関連事業等	ファミリー・サポート・センター会員によるこどもの移動支援 こども支援課
⑤安全で安心な通行の確保	段差のないバリアフリーに対応した歩道の整備やカーブミラーや区画線等の安全施設の設置を進め、通学路など、こどもが安心して通行できる環境整備を行います。	
	関連事業等	通学路の安全対策 土木維持課
		交通安全施設の整備 土木維持課
		都市計画道路の整備 都市政策課

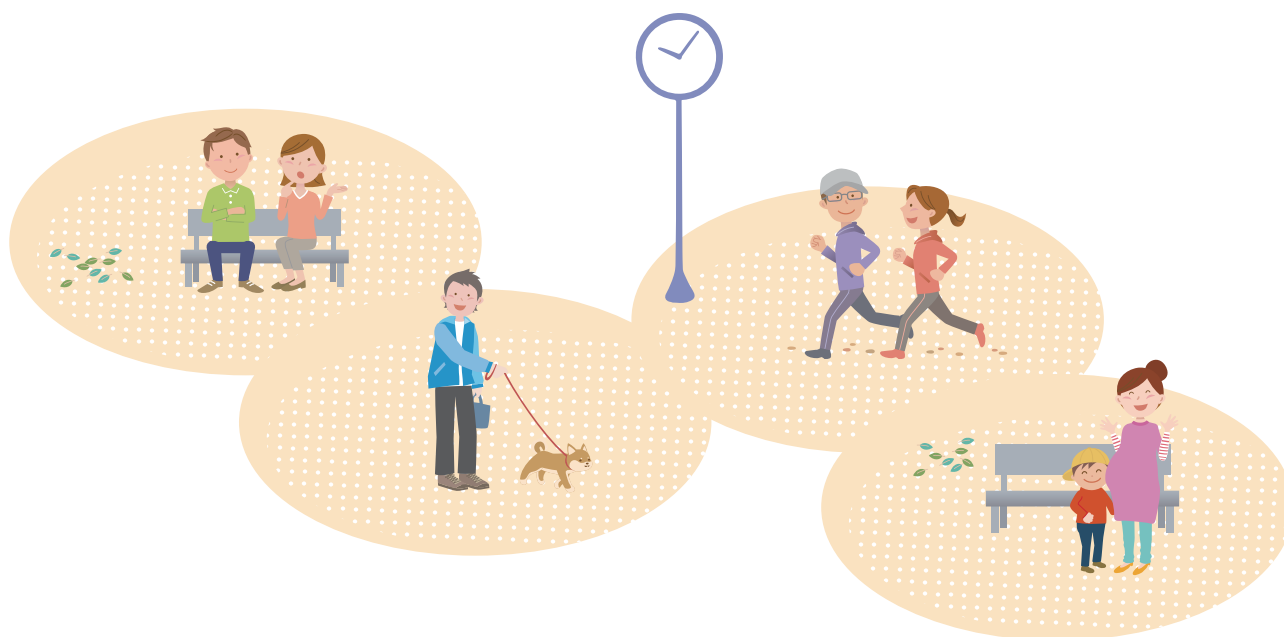
❖ 基本目標３ 親子の健康の保持増進

◎ 基本施策３－１ 妊産婦、乳幼児の健康の保持

社会環境や家庭環境の変化に伴い、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・母親が増えています。親子が健やかに、ともに育ち、子育てに喜びを感じるまちづくりを進め、妊娠期から出産、育児を通して、育児不安を軽減し、こどもの成長・発達に応じた適切な支援を行います。

施策	内容												
①健やかな妊娠・出産に向けての支援	妊娠・出産・育児等に対するケースに応じたきめ細かな相談、妊娠中の異常の早期発見及び早期治療、産後の心身状態の確認を行い、妊娠期と産後初期の健康確保に努めます。												
関連事業等	<table> <tr> <td>妊娠届・母子健康手帳交付</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>両親学級</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>初回産科受診料の助成</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>産後ケア事業</td><td>健康増進課</td></tr> </table>	妊娠届・母子健康手帳交付	健康増進課	妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診	健康増進課	両親学級	健康増進課	初回産科受診料の助成	健康増進課	産後ケア事業	健康増進課		
妊娠届・母子健康手帳交付	健康増進課												
妊産婦健康診査、妊産婦歯科健診	健康増進課												
両親学級	健康増進課												
初回産科受診料の助成	健康増進課												
産後ケア事業	健康増進課												
②子育てに関する相談支援、情報提供の充実	健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談しやすい環境整備を整え、子育てに関する様々な情報をタイムリーに提供し、育児不安の軽減を図ります。 また、不安や悩みに対して早期から対応できる相談体制の強化に努め、関係機関と連携しながら継続的に支援を行います。												
関連事業等	<table> <tr> <td>親と子の健康相談</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>乳幼児健康診査</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>予防接種</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>子育て教室</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>子育て相談</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>年中児健診</td><td>健康増進課</td></tr> </table>	親と子の健康相談	健康増進課	乳幼児健康診査	健康増進課	予防接種	健康増進課	子育て教室	健康増進課	子育て相談	健康増進課	年中児健診	健康増進課
親と子の健康相談	健康増進課												
乳幼児健康診査	健康増進課												
予防接種	健康増進課												
子育て教室	健康増進課												
子育て相談	健康増進課												
年中児健診	健康増進課												

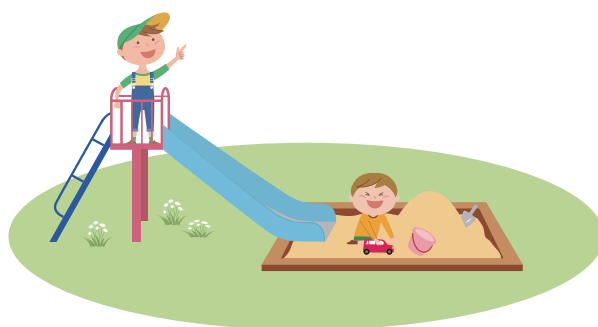
施策	内容		
③発達に心配のある就園期のこどもに対する支援の充実	発達に心配のある就園期のこどもに対して、専門職による個別相談、個別指導、集団遊びによる発達支援、園訪問（専門職による就園先での集団生活観察と担任等との話し合い、保護者との情報共有）を行います。さらに、就学を視野に入れ、こども一人ひとりの様子に合わせた福祉サービス等と早期に連携することで幼児の健全育成と保護者の育児不安の軽減を図ります。		
	関連事業等	のびのび発達相談	健康増進課
		のびのび発達教室	健康増進課
		巡回カンファレンス等園訪問	健康増進課
		年中児発達相談会	健康増進課
		こども発達相談室	健康増進課



◎ 基本施策3－2 学童期から青年期の健康の保持

学童期には、身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性などが育まれ、思春期には、性的な成熟やアイデンティティが形成されます。また、青年期には、進学や就職に伴う新たな環境への適応や、夢や希望へと自己の可能性を広げる時期となります。一人ひとりに寄り添いながら、ライフステージに応じた相談支援を行います。

施策	内容	
①親子の健康・発達に関する相談等	こども家庭センターにおいて、思春期の健康相談や妊娠中から継続した保健指導・相談を行い、親子の健康・発育を支援します。 また、こどもの発達の心配や育児不安のある保護者に対して、心理士等による相談を行います。	
	関連事業等	親と子の健康相談 健康増進課
		こども発達相談室 健康増進課
②性と健康に関する教育の推進	学校や家庭において、生命の尊さや性に関する正しい知識に加え、正しい生活習慣の普及に努め、自己決定力を高めるよう支援します。 また、思春期保健に関して、学校、家庭、地域、医療等各分野での連携強化を推進します。	
	関連事業等	性と健康に関する教育の推進 学校教育課
③こころの健康と自殺対策の推進	こども・若者が抱えているこころの悩みに対して、本人又は保護者の相談に専門職が応じ、こころの健康づくりをサポートします。 また、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や相談、窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	
	関連事業等	こころの健康相談 健康増進課
		ゲートキーパー養成講座 健康増進課
		SOSの出し方等に関する教育 学校教育課



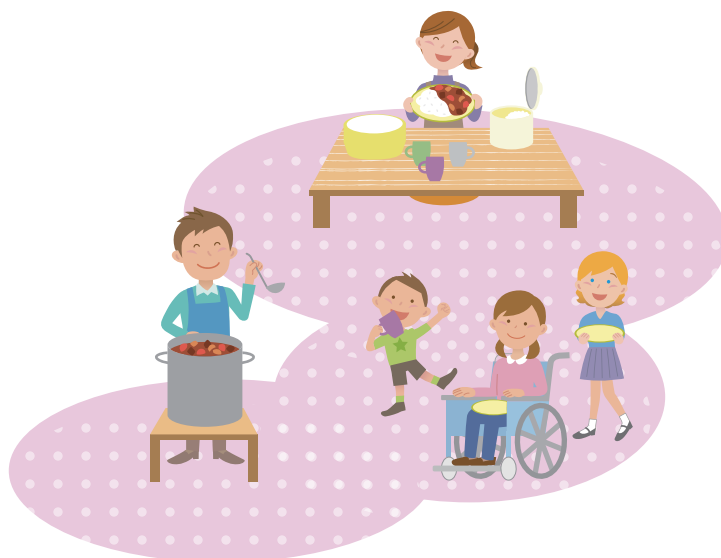
◎ 基本施策３－３ 食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応し、切れ目のない、生涯を通じた食育を推進することが重要です。

健康的な食のあり方を考えるとともに、誰かと一緒に食事や料理をしたり、地元の食材を使った旬の料理を味わうなど、食育の活動を推進します。

施策	内容								
①妊娠期から乳幼児期の食育の推進	日常生活の基盤となる家庭において、食習慣を身につけるため、食育に関する理解と食に対する関心が深まるよう食育を推進します。								
関連事業等	<table> <tr> <td>両親学級</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>乳幼児健康診査</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>離乳食教室</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>健康レシピや食育情報の提供</td><td>健康増進課</td></tr> </table>	両親学級	健康増進課	乳幼児健康診査	健康増進課	離乳食教室	健康増進課	健康レシピや食育情報の提供	健康増進課
両親学級	健康増進課								
乳幼児健康診査	健康増進課								
離乳食教室	健康増進課								
健康レシピや食育情報の提供	健康増進課								
②保育所等における食育の推進	園児や保護者へ、望ましい食習慣の定着や、食を通じた人間性の形成による心身の健全育成、食品安全に関する正しい知識の習得等を図ることができるよう、食育を推進します。								
関連事業等	<table> <tr> <td>「食を営む力」の基礎を培う食育</td><td>こども支援課</td></tr> <tr> <td>給食だよりの配付</td><td>こども支援課</td></tr> </table>	「食を営む力」の基礎を培う食育	こども支援課	給食だよりの配付	こども支援課				
「食を営む力」の基礎を培う食育	こども支援課								
給食だよりの配付	こども支援課								
③学校における食育の推進	栄養の基礎知識を学び、「食」を大切に思う心を育み、正しい「食」を選択する力を身につけるための教室・講習等を実施し良好な食習慣の確立を図ります。								
関連事業等	<table> <tr> <td>「食育月間」等における食育の推進活動</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>学校給食レシピの情報提供</td><td>教育総務課</td></tr> <tr> <td>小学生と保護者の料理教室</td><td>健康増進課</td></tr> </table>	「食育月間」等における食育の推進活動	学校教育課	学校給食レシピの情報提供	教育総務課	小学生と保護者の料理教室	健康増進課		
「食育月間」等における食育の推進活動	学校教育課								
学校給食レシピの情報提供	教育総務課								
小学生と保護者の料理教室	健康増進課								
④若い世代の食育の推進	次世代に食の重要性を伝えつなぐ役割を担う若者世代へ、若い頃からの食生活の重要性の自覚や、健全な食習慣を習慣化することの重要性を伝えます。								
関連事業等	<table> <tr> <td>健康レシピや食育情報の提供</td><td>健康増進課</td></tr> <tr> <td>わかば健診時の栄養指導</td><td>健康増進課</td></tr> </table>	健康レシピや食育情報の提供	健康増進課	わかば健診時の栄養指導	健康増進課				
健康レシピや食育情報の提供	健康増進課								
わかば健診時の栄養指導	健康増進課								

施策	内容	
⑤給食の地元農産物利用	給食に地元農産物を利用し、旬の食材を活かしながら小・中学校の給食を提供します。	
関連事業等	給食の地元農産物利用	教育総務課
⑥食物アレルギーに対応した給食提供	食物アレルギー疾患をもつこどもに対して、食物アレルギーに対応した給食を提供し、こどもの健康増進を図ります。	
関連事業等	食物アレルギーに対応した給食提供	教育総務課、こども支援課



◎ 基本施策 3-4 小児医療の充実

こどもの医療費等に対する助成を行い、こどもの健康増進、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市内の小児医療や救急医療体制の確保に向けた取組を推進します。

施策	内容	
①出産・育児に係る医療費等の助成	医療費の公費負担や国保税に対する支援金の支給等により、小児医療の充実と子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。	
関連事業等	こども医療費助成	保険年金課
	ひとり親等医療費助成	保険年金課
	出産育児一時金	保険年金課
	未熟児養育医療	健康増進課
	子育て世帯支援事業	保険年金課
②小児医療及び救急医療体制の確保	小児の二次医療の確保と小児救急医療体制の整備を要望していきます。	
関連事業等	市内の小児医療・救急医療体制の充実	健康増進課
③平日夜間・休日における医療サービスの充実	医師会や近隣市町村との連携により、平日夜間における夜間急患診療所、休日における当番医の確保などの医療サービスの充実を図ります。	
関連事業等	夜間急患診療所	健康増進課
	休日当番医の確保	健康増進課
④小児医療に対する情報提供の充実	小児医療に係る情報提供を行うとともに、夜間・休日に診療を行っている医療機関や、こどもが急病になったときの相談窓口等の周知に努めます。	
関連事業等	しぶかわ健康ダイヤル 24	保険年金課
	子ども医療電話相談(＃8000)	健康増進課

❖ 基本目標４ こどもの育ちを支える環境の整備

◎ 基本施策４－１ こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、教育内容・方法の一層の充実や、保護者や地域住民等の参画を得ながらの学校運営、関係機関との連携協力体制の充実など、学校の教育環境等の整備に努めます。

施策	内容								
①きめ細かな指導の推進	こどもの個性に応じたきめ細かな指導体制を整備し、確かな学力の向上と生活指導等の充実を図ります。								
関連事業等	<table> <tr> <td>小中学校教育活動支援事業</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>小学校スタディアシスタント事業</td><td>学校教育課</td></tr> </table>	小中学校教育活動支援事業	学校教育課	小学校スタディアシスタント事業	学校教育課				
小中学校教育活動支援事業	学校教育課								
小学校スタディアシスタント事業	学校教育課								
②「確かな学力」の向上	学力向上対策委員会において、各学校における学力向上に関する成果と課題から、授業改善の取り組みの重点を明確化し、各学校での学力向上対策の具体化を図ります。 また、一人一台端末の効果的な活用を通して、個別最適な学びの充実を図ります。								
関連事業等	<table> <tr> <td>学力向上対策委員会</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>教育実践研究会</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>教育 ICT 活用促進プロジェクト</td><td>学校教育課</td></tr> </table>	学力向上対策委員会	学校教育課	教育実践研究会	学校教育課	教育 ICT 活用促進プロジェクト	学校教育課		
学力向上対策委員会	学校教育課								
教育実践研究会	学校教育課								
教育 ICT 活用促進プロジェクト	学校教育課								
③研修会による教職員の資質向上	教職員の資質向上や不適切な指導・体罰の防止を図るために、各種研修会や会議等を通して、情報の共有化や知識理解を深め、学習指導や学級経営・生徒指導等の充実を図ります。								
関連事業等	<table> <tr> <td>各種研修会開催（各種主任研修会等）</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>教育相談技術資格（初級）講座</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>教育研究所における研修</td><td>学校教育課</td></tr> <tr> <td>人権問題の映画と講話の会（教職員対象）</td><td>生涯学習課</td></tr> </table>	各種研修会開催（各種主任研修会等）	学校教育課	教育相談技術資格（初級）講座	学校教育課	教育研究所における研修	学校教育課	人権問題の映画と講話の会（教職員対象）	生涯学習課
各種研修会開催（各種主任研修会等）	学校教育課								
教育相談技術資格（初級）講座	学校教育課								
教育研究所における研修	学校教育課								
人権問題の映画と講話の会（教職員対象）	生涯学習課								
④学習習慣の確立	児童・生徒が学校での学びをさらに確実なものにするため、授業と関連づけた家庭学習の工夫や学習習慣を身につけさせる手段を講じます。								
関連事業等	<table> <tr> <td>ブロック内研修会における幼・小・中学校の連携</td><td>学校教育課</td></tr> </table>	ブロック内研修会における幼・小・中学校の連携	学校教育課						
ブロック内研修会における幼・小・中学校の連携	学校教育課								

施策	内容	
⑤国際理解教育の推進	英語指導助手（ALT）を活用し、異文化理解とコミュニケーションの楽しさや大切さについて、気付きの機会を得られる手立てを講じます。	
関連事業等	国際理解教育の推進	学校教育課
⑥学校図書館の利用の推進	学校図書館の図書資料を充実させ、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を推進します。	
関連事業等	学校図書館の利用の推進	学校教育課
⑦すこやかな体を育む教育活動の推進	児童・生徒の体力及び運動・生活習慣を把握し、体力・技能の向上、運動好きなこどもの育成を目指して、健康的な生活を送るための効果的な教育活動を推進します。	
関連事業等	すこやかな体を育む教育活動の推進	学校教育課
⑧教育機関及び保育施設の連携の推進	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携し、こども同士、教職員同士の交流を図ります。 また、小・中学校間では、中学校入学説明会や児童会・生徒会の交流事業等を通して、積極的な連携を推進します。	
関連事業等	教育機関内の連携の推進	こども支援課、学校教育課
⑨コミュニティ・スクール推進事業	各小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールへ移行しました。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって「特色ある学校づくり」、「地域とともにある学校づくり」を推進します。	
関連事業等	コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課
⑩いじめ防止対策と不登校のこどもへの支援	いじめや不登校児童・生徒に対応するため、児童・生徒や保護者の不安や悩みを解消し、学校等と連携を図りながら支援を行います。 また、児童・生徒の問題行動等への適切な対応及び家庭支援を行うため、関係部署との連携を図ります。	
関連事業等	教育研究所（教育相談室、教育支援センター）	学校教育課
	不登校対策ウォームアップ事業（校内教育支援センター）	学校教育課
	スクールアドバイザー事業	学校教育課
	いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課
	青少年相談窓口	生涯学習課

施策	内容	
⑪平和推進の啓発	次代を担うこどもたちをはじめ、市民に平和の尊さ、大切さを訴え、平和推進の啓発を図ります。	
関連事業等	平和アニメ映画上映会	市民協働推進課
	平和推進啓発ポスター・作文コンクール	市民協働推進課
⑫小中学校給食費の完全無償化	子育て世代の経済的な負担を軽減することにより、子育て支援の充実を図るため、渋川市立学校の児童及び生徒の学校給食費の全額を市が負担します。	
関連事業等	小中学校給食費の完全無償化	教育総務課
⑬学校設備等の整備	児童・生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、学校の空調設備の設置及び更新、トイレの更新を進めます。 また、授業や部活動で使用する備品も計画的に更新します。	
関連事業等	学校設備の整備	教育総務課
	学校備品の整備	学校教育課
⑭学校における危機管理の推進	教職員等による校内及び敷地内パトロールの定期的な実施や警察や消防署等と連携した緊急時対応研修を実施し、危機管理と緊急時対応能力の向上を図ります。 また、緊急事態（自然災害・不審者等）の対処に備えるためにマニュアルを作成します。	
関連事業等	学校における危機管理の推進	学校教育課



◎ 基本施策4－2 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働を行いながら、地域社会全体の教育力の向上を目指します。

施策	内容	
①こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進	本市が現在から将来に渡って抱える問題や、これからのまちづくりについて、こどもや若者、子育て当事者からの意見聴取や対話を重ね、共に考える機会の設定と意見を反映した施策の構築を行います。	
関連事業等	未来戦略推進事業（しぶかわ未来共創カフェ）	政策戦略課
	子ども・子育て会議	こども政策課
②子育て支援従事者等の資質向上	子育て支援従事者やファミリー・サポート・センター会員の養成研修会を開催し、資質向上を図ります。	
関連事業等	子育て支援従事者向けの研修	こども支援課
	ファミリー・サポート・センター会員向けの研修	こども支援課
③家庭教育力の向上を図るための支援	各小中学校において行う、家庭教育に関する学習機会、情報提供の活動を支援し、家庭教育力の向上を図ります。	
関連事業等	家庭教育支援事業	生涯学習課
④地域の教育力を生かした学習環境づくりの推進	幅広い地域住民の参画を得て、こどもたちの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ります。また、学校を核とした地域づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。	
関連事業等	地域学校協働活動の推進	生涯学習課、公民館
	放課後子ども教室	生涯学習課



◎ 基本施策４－３ 多様な学びや遊びの提供による健全育成

豊かな心を育み、健やかな体を育成するため、地域と学校との連携・協力により、地域の様々な世代の方との交流や、自然体験活動、スポーツ体験、文化芸術とのふれあいなど、多様な学びや遊びを提供します。

施策	内容	
①中学生と赤ちゃんのふれあい・交流	中学生が乳幼児とふれあい・交流を持つことによって生命の大切さを学ぶ機会を提供します。	
関連事業等	赤ちゃんふれあい事業	こども政策課
②こどもと高齢者とのふれあいの充実	高齢者とのふれあいを通じ、年配の方を敬う気持ちを養い、昔からの遊び等を伝承してもらうことにより、情操豊かなこどもの育成を目指します。 また、防犯の観点から、こどもたちが地域の人々から温かい目で成長を見守ってもらえるよう、民生委員・児童委員や地域の老人クラブ等との交流を図ります。	
関連事業等	保育所等での高齢者とのふれあい	こども支援課
	高齢者との世代間交流	高齢者安心課
③図書館（室）におけるこどもの健全育成	こどもの読書意欲を高め、読書習慣の醸成を図るため、保健センターで実施している６か月児健康相談時に赤ちゃんと保護者に読み聞かせを実施し、読書の必要性を伝えながら絵本の配布を行います。 また、毎週水曜日に乳幼児向け絵本の読み聞かせの実施や子育て支援総合センター内で出張図書館を実施するなど関係機関と連携し、家庭での読書活動を支援します。 市立図書館と公民館図書室のネットワーク化により蔵書相互利用を促進させるとともに、こどもたちが興味を抱くようなコーナーを設け、こどもたちの学習支援を行います。	
関連事業等	こども読書活動の推進	図書館
	ブックスタート事業	図書館
	図書館行事の実施	図書館
④公民館におけるこどもの健全育成	異なる年齢のこどもたちとの交流や世代間交流を図るとともに、親子のふれあいや親同士の情報交換を目的に、各種教室及び活動を実施・支援します。	
関連事業等	家庭教育支援学級	公民館
	青少年学級	公民館

施策	内容	
⑤豊かな心を育む 体験活動の推進	幼児期における木育、手話あそび、英語とのふれあいのほか、学齢期における自然体験学習や勤労体験学習等、多様な体験活動を提供し、こどもたちの豊かな心を育みます。	
関連事業等	職場体験学習、農業体験学習	学校教育課
	木とふれあう木育推進事業、森林環境教育事業、親と子の環境学習会	環境森林課
	手話あそび体験事業	こども支援課
	はじめての英語ふれあい事業	こども支援課
	体験活動教育の充実	学校教育課
⑥ふるさと学習の 推進	生まれ育った地域の素晴らしさに気づき、ふるさとに愛着と誇りを持つとともに、次代を担いその先の未来へつなぐ意識を育むため、地域の自然や歴史、文化・伝統、産業、先人の功績などを学ぶふるさと学習活動の充実を図ります。	
関連事業等	ふるさと渋川再発見事業	生涯学習課
	ふるさと渋川を愛する人材育成事業	学校教育課
	地域を知る事業（公民館学習事業）	公民館
⑦友好都市等の交 流	友好都市の小学生との集団生活や自然体験により、豊かな心の成長を促します。	
関連事業等	返子子ども交流教室	伊香保公民館
	小野上小神津島こども交流事業	小野上公民館
⑧こどもたちへの 文化芸術体験機 会の提供	伝統文化等の鑑賞や文化芸術の体験機会を提供し、こどもたちの豊かな人間性を育みます。	
関連事業等	しぶかわ能実施事業	生涯学習課
	子ども歌舞伎教室実施事業	生涯学習課
	渋川バンドフェスティバル実施事業	生涯学習課
	児童生徒派遣事業	教育総務課
	芸術文化活動機会提供事業	美術館
⑨スポーツを通じ たこどもの健全 育成	こどもたちがスポーツを楽しむことができる環境を整備し、こどもの健全育成を推進します。	
関連事業等	こどものスポーツ機会の充実	スポーツ課
	スポーツ施設の安全性の確保	スポーツ課
	スポーツ指導者の資質向上及び育成支援	スポーツ課
	中学校運動部活動の競技力及び指導力の向上支援	スポーツ課
	部活動地域移行	学校教育課
⑩体力・運動能力 に優れたジュニ ア選手の早期発 掘と育成	令和11年国民スポーツ大会群馬大会に向けた競技力の向上を目的として、市スポーツ協会や市スポーツ少年団と連携して、ジュニア世代の選手の早期発掘と育成を図ります。	
関連事業等	体力・運動能力に優れたジュニア選手の早期発掘と育成	スポーツ課

❖ 基本目標 5 こどもの安全と居場所の確保

◎ 基本施策 5－1 こどもの事故防止対策の推進

こどもを交通事故から守るため、関係機関が連携を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、こどもが安全に安心して通行ができるよう、通学路等における環境の整備を推進します。

施策	内容	
①交通安全教育の推進	道路の歩き方、自転車の乗り方指導等の交通安全教室や交通安全講話、登校時における交通指導など、警察・交通安全協会・交通指導員・交通安全会・保護者・地域等と連携し、交通安全教育の推進を図ります。	
関連事業等	交通安全教室等の実施	危機管理室
②通学路の安全点検及び集団下校訓練	通学路の確認や危険箇所をチェックし、安全な登下校のための危険回避能力の育成や安全指導を行います。	
関連事業等	通学路の安全点検及び集団下校訓練	学校教育課
③キッズゾーンの整備	交通安全意識の高揚を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園等の半径 500m の範囲内をキッズゾーンとし、その区域内であることを示す看板を設置します。	
関連事業等	キッズゾーンの整備	こども支援課
④スクールガードリーダーの配置	下校時の安全指導や通学路の安全点検の指導を行うスクールガードリーダーを配置し、こどもの事故防止を図ります。	
関連事業等	スクールガードリーダーの配置	学校教育課
⑤通園・通学路の安全確保	通園バスや通学バスの運行により、幼稚園に通園する児童、小中学校に通学する児童生徒の安全・安心及び利便性を図ります。	
関連事業等	通園バス運行事業	こども支援課
	通学バス運行事業	教育総務課

◎ 基本施策5－2 こどもを犯罪等から守るための活動の推進

こどもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、多様な担い手と連携したパトロール活動、こどもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育等を推進します。

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けたこどもに対し、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、相談支援を実施します。

施策	内容	
①青少年の健全な育成の推進	中学生、高校生、地域の方にチラシを配布し、インターネットの使い方等について啓発を行います。 地域環境では、3年に一度青少年育成推進員が調査を行い、定例補導活動として、補導員や青少年センター指導員が定期的に補導活動を行います。	
	関連事業等	青少年健全育成運動期間の啓発
		生涯学習課
		地域環境調査
②安全で安心なまちづくりの推進	「渋川市安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づき設置された安全で安心なまちづくり協議会で、防犯対策等の意見交換を積極的に行い、平穏に暮らせる地域社会の実現を目指します。 また、防犯パトロール実施者に向けた講習を開催する等、自治会等の自主防犯団体による防犯パトロールを支援します。 地域の防犯を推進するため、防犯カメラの設置に要した費用の一部に補助金を交付します。	
	関連事業等	安全で安心なまちづくりの推進
		危機管理室
③学校・警察・地域の関連機関及び団体との情報交換	こどもが安心して暮らせるよう、危険箇所の情報を共有化し安全の確保を図るとともに、緊急時の即時対応性の向上に努めます。	
	関連事業等	学校・警察・地域の関連機関及び団体との情報交換
④こども安全協力の家	こどもが不審者から声をかけられるなど身に危険を感じたときや、けがや急病のため助けを求めた場合などに、「こども安全協力の家」に登録された家庭で保護し、こどもを地域で守ります。	
	関連事業等	こども安全協力の家
		生涯学習課、学校教育課

施策	内容	
⑤こどもの防犯対策の推進	こどもの安全・安心の確保を図るために、防犯ブザーを持たせる等の防犯対策を行います。 また、こどもが犯罪の被害に遭わないように、学校や保育所・幼稚園・認定こども園等で「危機管理マニュアル」を作成し、定期的に訓練等を実施します。	
関連事業等	こどもの防犯対策の推進	こども支援課、学校教育課
⑥防犯講習等の実施	警察や県と連携を図り、不審者対策、消費者被害の防止等の対処法を学びます。	
関連事業等	防犯講習等の実施	危機管理室
	不審者の侵入を想定した避難訓練、防犯講習等の実施	学校教育課
⑦アプリケーションでの防犯情報の提供	こどもの防犯・防災等の安全情報を、保護者等の登録者へアプリケーションで一斉配信します。	
関連事業等	アプリケーションでの防犯情報の提供	こども支援課、学校教育課
⑧キッズガードの配置	保育所・幼稚園・認定こども園等と連携し、園外活動を実施する際、園児の見守りを行うキッズガードを配置し、こどもの安全対策の強化を図ります。	
関連事業等	キッズガードの配置	危機管理室
⑨青少年や親の悩み電話（面接）相談	青少年やその保護者が持つ悩みに対し、テレフォン（面接）、電子メール、LINEにより相談対応を行い、解決を図ります。 また、相談事業の活動を広く周知（毎学期、小中高全児童生徒にチラシ配布、市SNS掲載）するとともに、相談員の資質の向上に努めます。	
関連事業等	青少年相談窓口	生涯学習課
⑩PTAの定例補導（防犯パトロール）の実施	こどもの安全を守るため、単位PTAの定期的な補導活動実施を推進します。また、登下校時の防犯パトロールの実施を推進します。	
関連事業等	PTAの定例補導（防犯パトロール）の実施	生涯学習課、学校教育課
⑪問題を抱える児童に対する専門チームの編成	各関係機関による専門チームを編成し、問題を抱える児童の早期把握、早期対応を目指します。	
関連事業等	問題を抱える児童に対する専門チームの編成	こども支援課

施策	内容	
⑫被害に遭ったこどもの保護	「渋川市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づき、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援を推進します。 また、犯罪被害者等支援相談窓口を設け、被害者等が、安心して日常生活を営むことができるよう支援します。	
	インターネット上の誹謗中傷等の被害者の支援	危機管理室
	犯罪被害者等の支援	危機管理室
⑬スクールガードリーダーの配置	防犯教室や避難訓練等の指導を行うスクールガードリーダーを配置し、こどもの安全を守ります。	
	スクールガードリーダーの配置	学校教育課
⑭こども・若者の性被害防止のための啓発	こども・若者が性犯罪、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、発達段階に応じて必要な知識を身につける教育・啓発を行います。	
	性被害防止のための啓発	学校教育課



◎ 基本施策 5－3 児童虐待防止対策等の推進

児童虐待からこどもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目ない総合的な対策を講ずることが重要です。関係機関が連携し、地域全体で児童虐待からこどもを守ります。

施策	内容	
①こども家庭センターにおける相談	こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育て全般に関する相談のほか、こどもの発達、児童虐待やヤングケアラーなどに関する相談に専門職が応じ、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援、連携体制を1人ひとりに合わせて整えます。	
関連事業等	こども家庭センターにおける相談体制の強化	こども支援課
②要保護児童等への支援	要保護児童対策協議会において、要保護児童・要支援児童・特定妊婦・ヤングケアラーの適切な対応を図るために必要な情報の交換や、要保護児童に対する必要な支援等を行います。 また、こども家庭センター、各関係機関が個別ケース検討会議等を開くことにより、対象児童に対しての保護や支援を実施します。	
関連事業等	要保護児童等への支援	こども支援課
③児童委員の活動推進	虐待防止について、関係機関の講演会や研修へ参加し、各地区民生委員児童委員定例会や主任児童委員会において委員相互の共通理解と、子育てサロンの実施及び関係機関との連携を強化します。	
関連事業等	子育てサロンの実施	地域包括ケア課
④訪問による生活支援	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みに寄り添いながら、家事・子育て等の支援を実施します。	
関連事業等	子育て世帯訪問支援事業	こども支援課



◎ 基本施策5－4 こどもの居場所の確保

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠となります。こどもが自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりのため、こども自身が本当に求めている居場所について、こどもから直接意見を聴き、こどもの視点に立って、安心できる居場所づくりを行います。

施策	内容	
①放課後児童クラブ等の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後児童クラブにおいて適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、放課後児童クラブが設置されていない学校区については、近隣の放課後児童クラブへの送迎により対応します。 また、放課後に小学校の教室等を利用した様々な体験活動や、地域のおとな・こどもたちの交流や集団活動を通じて、こどもの自立性・社会性・協調性を育みます。	
関連事業等	放課後児童クラブ	こども支援課
	放課後子ども教室	生涯学習課
	放課後こども居場所づくり事業	こども支援課
	放課後児童クラブ施設整備補助事業	こども支援課
②児童館活動の推進	児童に健全な遊びを提供し、こども同士の交流や親とこどものふれあいを深め、地域の人々と交流を図ります。	
関連事業等	児童館活動の推進	こども支援課
③学校体育施設開放	学校施設（体育館・校庭）を地域に開放することにより、こどもたちに地域でのスポーツ活動に参加する機会を提供し、地域住民との交流を図ります。	
関連事業等	学校体育施設開放	スポーツ課
④公園の整備	公園の多くは、設置から数十年が経過していることから、施設の老朽化等が進行する中では、公園をとりまく社会情勢の把握に努めるとともに、施設の統廃合を検討します。 また、公園はコミュニティ形成、健康増進、こども・子育て支援、地域経済の活性化などの基盤となるため、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが安全・安心に利用できる環境の整備を推進します。	
関連事業等	公園の管理	都市政策課

施策	内容	
⑤こども食堂等の推進	こどもたちへの食事の提供や多世代交流、地域づくりの場ともなっているこども食堂等、こどもの居場所づくりの推進に向けて、運営団体との連携を強化します。	
関連事業等	こども食堂等運営団体との連携	こども政策課
⑥青少年向け自習室の充実	高校生の放課後自習室「すたでいばんく」及び学生みんなの自習室「インすたでいほーる」を開放し、青少年の自主学習を支援します。	
関連事業等	高校生の放課後自習室「すたでいばんく」 学生みんなの自習室「インすたでいほーる」	生涯学習課
⑦多様なこどもの居場所づくり	地域の既に居場所となっている資源やこども・若者が居場所を持てているか、どのような居場所が求められているか等、実態把握を進めます。 また、全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、官民連携や、既存の地域資源の柔軟な活用など、居場所づくりを推進します。	
関連事業等	ユースセンターとの連携	政策戦略課



❖ 基本目標 6 配慮が必要な状況にある子どもと家庭への支援の充実

◎ 基本施策 6-1 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、学習面や生活面、心理面など様々な面において影響を及ぼします。全ての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる社会の実現を目指し、こどもの貧困の解消に向けた総合的な取組を行います。

施策	内容	
①児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で子どもを養育している方に対し、生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	
関連事業等	児童扶養手当の支給	こども支援課
②母子・父子の自立支援の推進	ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員による就労・転職・資格取得や、児童扶養手当等の手続きに関する相談を行い、各種手続きの支援や同行支援を行います。 子育て支援総合センター内で内職相談窓口を開設し、育児や介護等の諸事情で外へ働きに出ることが困難な人や家計を補いたい人の就業機会を確保するため、就業支援を行います。 また、ひとり親家庭の親が自主的に行う職業能力開発への給付金の支給を行います。	
関連事業等	母子・父子自立支援員による相談	こども支援課
	ひとり親家庭支援事業（高等職業訓練促進給付金等）	こども支援課
	就職援助相談事業	産業政策課
③ひとり親家庭等への医療費助成	ひとり親家庭の父又は母及びその児童に対して、医療機関を受診した際に、窓口で支払う一部負担金を助成します。	
関連事業等	ひとり親家庭等への医療費助成	保険年金課
④こどもの学習支援	希望する進路選択や自立のため、生活保護世帯の中学生及び児童扶養手当受給世帯の中学3年生を対象として、学力向上や学習習慣の定着などに向けた支援を行います。	
関連事業等	子どもの学習支援事業	地域包括ケア課

施策	内容	
⑤こどもの養育費の確保支援	ひとり親であって児童扶養手当を受給する方が、公正証書等により、子の養育費について取り決めをした場合の費用を補助します。 また、調停費用補助及び弁護士・司法書士による養育費に関する無料相談会を実施します。	
関連事業等	こどもの養育費確保支援事業	こども支援課
⑥こどもの進学支援	こども（高校３年生、中学３年生）を養育する世帯のうち、経済的不安を抱えるひとり親家庭等を対象に受験料や模擬試験等の費用を助成します。	
関連事業等	こどもの進学応援事業	こども支援課
⑦生活困窮者への支援	生活困窮者の様々な相談に対し、支援員が関係各機関と連携しながら、経済的自立に向けた就労支援や住居を失うおそれのある場合の家賃補助などを行い、問題解決に向けて支援します。	
関連事業等	生活困窮者自立支援事業	地域包括ケア課



◎ 基本施策 6-2 社会的養育の推進とヤングケアラーへの支援

全てのこどもが健全に養育されるよう、関係機関等との協働のもと、こども及びその保護者等への支援を行っていく必要があります。

ヤングケアラーやその家族への支援については、現状の把握を進めるとともに、適切な支援につなぐための窓口の明確化や関係機関との連携強化を進めます。

施策	内容	
①ヤングケアラーへの理解促進	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもであるヤングケアラーに関する情報について、わかりやすい広報活動に努めます。	
関連事業等	ヤングケアラーへの理解促進のための広報啓発	こども支援課
②ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることができるよう、相談支援事業所や居宅介護支援事業所等との連携をより一層推進するとともに、小中学生へのアンケートによる実態調査や職員の研修を行います。	
関連事業等	ヤングケアラーの支援体制等の拡充	こども支援課
③ケアリーバーへの支援	児童養護施設を退所し自立生活を始めるこどもに対し、ハローワーク等の就労支援機関と連携した就職相談等の支援を行います。	
関連事業等	ハローワークと連携した支援	こども政策課
④里親やファミリーホームの理解促進	自分の家庭で生活することができないこどもに対し、家族の一員として迎え、家庭的な環境で育つことができる里親やファミリーホームの理解促進のために、里親の必要性、役割を広く周知します。	
関連事業等	里親やファミリーホームの理解促進のための広報	こども支援課



◎ 基本施策 6－3 障害児支援の充実

健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう支援体制の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障害福祉、学校等の関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組めます。

医療的ケアが必要な子どもと家族については、必要な支援の把握を行うとともに、適切な支援を行います。

施策	内容	
①心身障害児の支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援により、心身障害児の支援を行います。また、身近な地域で支援が受けられるよう、市内事業者とともに、更なる受け入れ環境の整備に努めます。	
関連事業等	障害児通所支援事業	地域包括ケア課
②学校における特別支援教育	特別な支援を要する児童・生徒の教育的ニーズの把握や、本人・保護者のニーズ等に基づく支援計画を作成し、適切な教育・支援の充実に努めます。	
関連事業等	学校における特別支援教育	学校教育課
③障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	保育所・幼稚園・認定こども園・学校における障害児・医療的ケア児一人ひとりの発達特性や状況に応じた柔軟な受け入れ体制の充実を図ります。	
関連事業等	障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	こども支援課、学校教育課
	医療的ケア児支援事業（訪問看護サービス）	地域包括ケア課
④障害児支援等の協力体制	渋川地域自立支援協議会によって、障害児への支援体制、障害児の虐待防止の連絡協力体制、障害を理由とする差別解消の推進を図ります。	
関連事業等	渋川地域自立支援協議会の開催	地域包括ケア課



◎ 基本施策 6-4 外国につながるのあるこどもや家庭への支援

外国人住民の定住化・長期滞在化が進み、そのこどもの数も増加しています。こうした外国につながるのあるこども※たちが円滑に教育・保育施設や学校を利用することができるよう受け入れ環境の整備等を行います。

施策	内容	
①外国語による行政窓口と情報アクセスの向上	行政窓口に通訳者を配置し、各種相談に対応するほか、ホームページでの多言語表示などにより、事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。	
関連事業等	外国語による行政窓口と情報アクセスの向上	市民協働推進課、広報室
②外国語や文化に対応するための支援	各施設の希望に応じた通訳ボランティア派遣等の外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施など、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設等の事業者や幼稚園教諭・保育士等に対して支援します。	
関連事業等	外国語や文化に対応するための支援	こども支援課
③保育所等への外国語対応の向上	保育所が通訳等を活用する場合の補助（保育体制強化事業）や、外国人等のこどもを多く受け入れている保育所における、保育士の追加配置に係る補助（家庭支援推進保育事業）の活用を進めます。	
関連事業等	保育所等への外国語対応の向上	こども支援課
④外国につながる児童生徒への支援	市立学校への就学を希望する児童生徒と保護者への情報提供や受け入れ体制を整備するとともに、日本語指導が必要な児童生徒に対して計画的な指導・支援を行います。	
関連事業等	外国につながる児童生徒への支援	学校教育課



※外国につながるのあるこども：国籍に関わらず外国にルーツのあるこどものこと

❖ 基本目標 7 若者の希望の実現や活躍に向けた支援の充実

◎ 基本施策 7-1 若者の就労等支援の充実

若者が、家庭環境にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育機関への進学支援を実施します。

若者の安定就労や自立した生活の促進、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図り、全ての若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、社会参画の促進その他活動を支援します。

施策	内容	
①若者の社会参画の促進と活躍支援	社会参加に向けた意識の向上を図り、社会の一員として課題解決に向け主体的に参加する姿勢を育みます。また、ボランティア活動などを通じて人間関係を広げ、地域への貢献意識や自主性を育めるよう支援します。	
関連事業等	はたちを祝う会	生涯学習課
	市内高等学校等との連携事業	生涯学習課
②若者への進学支援	高校や大学等で学び、将来の夢の実現に向けて努力する学生に対し、奨励金を給付します。また、列車の定期券を購入し、市内から東京圏の大学等に通学する大学生等に対し、定期代の一部を補助し、若者の進学を支援します。	
関連事業等	ふるさと渋川学生奨励金事業	教育総務課
	渋川市奨学金貸与事業	教育総務課
	県外通学学生応援事業	市民協働推進課
③若者への就職支援	渋川市内の中小企業等に採用されてから6か月が経過した新規学卒者に奨励金を支給するほか、インターンシップ等を受け入れる事業所へ補助を行い、若者の地元就職・定着を促進します。また、東京都内に本部を置く大学及び大学院の学生に対し、市内への移住を伴う就職活動に要した交通費を補助します。	
関連事業等	新規学卒者地元就職応援事業	産業政策課
	地方移住・就活学生支援事業	市民協働推進課
④若者の就業機会の充実	ハローワークや商工団体と連携し、雇用労働セミナーや企業ガイダンス等を実施し、若者の就業機会の充実を図ります。	
関連事業等	雇用対策促進事業	産業政策課

施策	内容	
⑤社会的に孤立している若者等への支援	社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を取り入れて、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境を目指します。	
関連事業等	孤独・孤立対策推進事業	地域包括ケア課
⑥ケアリーバーへの就労支援	児童養護施設を退所し自立生活を始めるこどもに対し、ハローワーク等と連携した就職相談等の支援を行います。	
関連事業等	ハローワークと連携した支援	こども政策課

◎ 基本施策 7-2 結婚を希望する若者等への支援

結婚の希望がかなえられない大きな理由は、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」であることから、出会いの場の創出支援を推進します。また、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

施策	内容	
①結婚等に伴う新生活への支援	結婚等を機に、市内の新居において新生活を開始した世帯に対し、助成金を交付します。	
関連事業等	定住者生活支援事業	市民協働推進課
②出会いの場の創出	出会い交流イベントを実施する団体に補助金を交付し、出会いの場の創出を支援します。	
関連事業等	恋活プロジェクト支援事業	こども政策課

◎ 基本施策 7-3 産業誘致による雇用の創出

産業誘致を通じて、地域経済の活性化を図るとともに、魅力ある雇用を創出し、若者等が安心して、いきいきと働き、暮らすことができる社会の実現を目指します。

施策	内容	
①産業誘致の推進	本社機能の市内移転や、オフィスを設置し本市に進出を図る事業者のほか、市内に工場を新設、若しくは増設した事業者に対する支援を行い、産業誘致及び雇用創出の促進を図ります。	
関連事業等	企業誘致促進事業	産業政策課

❖ 基本目標 8 職業生活と家庭生活との両立の推進

◎ 基本施策 8-1 多様な働き方の実現

女性の就業率が上昇し、就業や働き方に対する価値観が多様化する中で、性別に関係なく活躍できる社会が求められています。

性別に関する無意識の思い込みの解消や男性の育児休暇取得の促進、誰もが働きやすい職場環境づくりなど、男女共同参画を踏まえた多様な働き方の実現に向けた取組を推進します。

施策	内容
①男女共同参画を踏まえた働き方の推進	性別に関係なく、多様な働き方を選択できるよう、男女共同参画の実現に向けた各種セミナーを開催するとともに、誰もが働きやすく、活躍できる職場環境づくりに向けた取組を推進します。
関連事業等	男女共同参画実現事業、アンコンシャス・バイアスセミナー、女性の健康支援セミナー、性の多様性を理解するセミナーの開催
	誰もが働きやすい職場環境づくり応援事業
	政策戦略課
	産業政策課

◎ 基本施策 8-2 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立に向けては、男女が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援することが求められています。

長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を進め、職場の福利厚生の実施を図ることにより、男女ともにキャリアアップと子育てを両立できる環境整備を推進します。

施策	内容
①仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育ての両立の推進を図るため、企業の働き方の見直しを推進するとともに、市のホームページ等を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進及び意識啓発を行います。また、関係機関と連携しながら、就職を希望する子育て中の人の就労支援を行います。
関連事業等	企業の働き方見直しの推進
	関係機関と連携した企業説明会の開催
	産業政策課
	こども政策課
②誰もが働きやすい職場の環境整備	働く女性が男性と同様に活躍できる職場環境、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や職場内のバリアフリー化など、市内の中小企業が取り組む職場環境づくりを支援するとともに、企業が自社のイメージアップを図ることにより、労働力の確保及び雇用の定着を促進します。
関連事業等	関係機関と連携した普及啓発
	誰もが働きやすい職場環境づくり応援事業
	産業政策課
	産業政策課

❖ ライフステージ別施策一覧

【ライフステージの説明】・誕生前～幼児期：妊娠前～義務教育年齢に達するまで
 ・学童期・思春期：小学校～18 歳頃 ・青年期：18 歳頃～30 歳未満（支援を要する場合 40 歳未満）
 ・子育て当事者：子育てに直接関係している人

目標	施策	誕生前～ 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	子育て 当事者
基本目標 1	基本施策 1－1 こどもの権利を大切にする意識の醸成				
	① こども・若者の意見表明	○	○	○	
	② こどもの権利の周知・啓発	○	○	○	○
	基本施策 1－2 人権教育の推進				
	① 人権教育の推進	○	○	○	○
基本目標 2	基本施策 2－1 地域における子育て支援サービスの充実				
	① 妊産婦の支援	○		○	○
	② ファミリー・サポート・センターの活動支援	○	○		○
	③ こども家庭センターの充実	○	○	○	○
	④ 子育て支援センターの充実	○			○
	⑤ 地域子育て相談機関の充実	○	○		○
	⑥ 子育て支援講座等の実施				○
	⑦ 子育て情報の提供				○
	⑧ 保育サポーターによる託児の実施				○
	⑨ 子育て短期支援事業の実施	○	○		○
	基本施策 2－2 幼児教育・保育サービスの充実				
	① 延長保育の実施	○			○
	② 休日保育の実施	○			○
	③ 一時預かり（一般型）の実施	○			○
	④ 一時預かり（幼稚園型）の実施	○			○
	⑤ 病児・病後児保育の充実	○			○
	⑥ 教育・保育施設の適正な配置	○			○
	⑦ 幼児教育・保育に関する職員の資質向上	○			○
	⑧ 幼児教育・保育人材の確保	○			○
	⑨ 保育料の完全無償化等	○			○
	⑩ こども誰でも通園事業の実施	○			○
	⑪ 障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	○			○
	基本施策 2－3 安心して外出できる環境の整備				
	① 公園・公衆トイレ等の整備	○	○	○	○
	② 赤ちゃんの駅の整備と情報提供	○			○
	③ 防犯灯の整備	○	○	○	○
	④ こどもの移動手段の確保	○	○	○	○
	⑤ 安全で安心な通行の確保	○	○	○	○
基本目標 3	基本施策 3－1 妊産婦、乳幼児の健康の保持				
	① 健やかな妊娠・出産に向けての支援	○			○
	② 子育てに関する相談支援、情報提供の充実	○			○
	③ 発達に心配のある就園期のこどもに対する支援の充実	○			○

目標	施策	誕生前～ 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	子育て 当事者
基本 目標 3	基本施策3－2 学童期から青年期の健康の保持				
	① 親子の健康・発達に関する相談等		○		○
	② 性と健康に関する教育の推進		○		
	③ こころの健康と自殺対策の推進		○		○
	基本施策3－3 食育の推進				
	① 妊娠期から乳幼児期の食育の推進	○			○
	② 保育所等における食育の推進	○			○
	③ 学校における食育の推進		○		○
	④ 若い世代の食育の推進			○	
	⑤ 給食の地元農産物利用		○		
	⑥ 食物アレルギーに対応した給食提供		○		
	基本施策3－4 小児医療の充実				
	① 出産・育児に係る医療費等の助成				○
	② 小児医療及び救急医療体制の確保	○	○		
	③ 平日夜間・休日における医療サービスの充実	○	○	○	○
	④ 小児医療に対する情報提供の充実	○	○	○	○
基本 目標 4	基本施策4－1 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備				
	① きめ細かな指導の推進		○		
	② 「確かな学力」の向上		○		
	③ 研修会による教職員の資質向上		○		
	④ 学習習慣の確立		○		
	⑤ 国際理解教育の推進		○		
	⑥ 学校図書館の利用の推進		○		
	⑦ すこやかな体を育む教育活動の推進		○		
	⑧ 教育機関及び保育施設の連携の推進	○	○		
	⑨ コミュニティ・スクール推進事業		○		
	⑩ いじめ防止対策と不登校のこどもへの支援		○		
	⑪ 平和推進の啓発		○		
	⑫ 小中学校給食費の完全無償化		○		○
	⑬ 学校設備等の整備		○		
	⑭ 学校における危機管理の推進		○		
	基本施策4－2 家庭や地域の教育力の向上				
	① こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の推進	○	○	○	○
	② 子育て支援従事者等の資質向上	○	○		○
	③ 家庭教育力の向上を図るための支援				○
	④ 地域の教育力を生かした学習環境づくりの推進		○		
	基本施策4－3 多様な学びや遊びの提供による健全育成				
	① 中学生と赤ちゃんのふれあい・交流		○		
	② こどもと高齢者とのふれあいの充実	○	○		
	③ 図書館（室）におけるこどもの健全育成	○	○		○
	④ 公民館におけるこどもの健全育成		○		
	⑤ 豊かな心を育む体験活動の推進	○	○		
	⑥ ふるさと学習の推進		○		

目標	施策	誕生前～ 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	子育て 当事者
基本目標4	⑦ 友好都市等の交流		○		
	⑧ こどもたちへの文化芸術体験機会の提供		○		
	⑨ スポーツを通じたこどもの健全育成		○		
	⑩ 体力・運動能力に優れたジュニア選手の早期発掘と育成		○		
基本目標5	基本施策5-1 こどもの事故防止対策の推進				
	① 交通安全教育の推進	○	○	○	○
	② 通学路の安全点検及び集団下校訓練	○	○	○	○
	③ キッズゾーンの整備	○			○
	④ スクールガードリーダーの配置	○	○	○	○
	⑤ 通園・通学路の安全確保	○	○		○
	基本施策5-2 こどもを犯罪等から守るための活動の推進				
	① 青少年の健全な育成の推進		○		
	② 安全で安心なまちづくりの推進	○	○	○	○
	③ 学校・警察・地域の関連機関及び団体との情報交換		○		
	④ こども安全協力の家		○		
	⑤ こどもの防犯対策の推進	○	○		
	⑥ 防犯講習等の実施		○	○	○
	⑦ アプリケーションでの防犯情報の提供	○	○		
	⑧ キッズガードの配置	○			○
	⑨ 青少年や親の悩み電話（面接）相談		○		○
	⑩ P T A の定例補導（防犯パトロール）の実施		○		
	⑪ 問題を抱える児童に対する専門チームの編成	○	○		
	⑫ 被害に遭ったこどもの保護	○	○	○	○
	⑬ スクールガードリーダーの配置	○	○	○	○
	⑭ こども・若者の性被害防止のための啓発		○		
	基本施策5-3 児童虐待防止対策等の推進				
	① こども家庭センターにおける相談	○	○	○	○
	② 要保護児童等への支援	○	○	○	○
	③ 児童委員の活動推進	○	○		○
	④ 訪問による生活支援	○	○	○	○
	基本施策5-4 こどもの居場所の確保				
	① 放課後児童クラブ等の充実		○		○
	② 児童館活動の推進	○	○		○
	③ 学校体育施設開放		○		
	④ 公園の整備	○	○	○	○
	⑤ こども食堂等の推進	○	○	○	○
	⑥ 青少年向け自習室の充実		○	○	
	⑦ 多様なこどもの居場所づくり	○	○	○	
基本目標6	基本施策6-1 こどもの貧困対策の推進				
	① 児童扶養手当の支給	○	○	○	○
	② 母子・父子の自立支援の推進	○	○	○	○
	③ ひとり親家庭等への医療費助成	○	○	○	○
	④ こどもの学習支援		○		○

目標	施策	誕生前～ 幼児期	学童期・ 思春期	青年期	子育て 当事者
基本 目標 6	⑤ こどもの養育費の確保支援	○	○	○	○
	⑥ こどもの進学支援		○	○	○
	⑦ 生活困窮者への支援	○	○	○	○
	基本施策6-2 社会的養育の推進とヤングケアラーへの支援				
	① ヤングケアラーへの理解促進		○	○	○
	② ヤングケアラーへの支援		○	○	○
	③ ケアリーバーへの支援		○	○	
	④ 里親やファミリーホームの理解促進		○	○	○
	基本施策6-3 障害児支援の充実				
	① 心身障害児の支援	○	○		○
	② 学校における特別支援教育		○		○
	③ 障害児・医療的ケア児の受け入れ環境の整備	○	○		○
	④ 障害児支援等の協力体制	○	○	○	○
	基本施策6-4 外国につながるのあるこどもや家庭への支援				
	① 外国語による行政窓口と情報アクセスの向上	○	○	○	○
	② 外国語や文化に対応するための支援	○			○
	③ 保育所等への外国語対応の向上	○			○
	④ 外国につながる児童生徒への支援	○	○	○	○
基本 目標 7	基本施策7-1 若者の就労等支援の充実				
	① 若者の社会参画の促進と活躍支援		○	○	
	② 若者への進学支援			○	
	③ 若者への就職支援			○	
	④ 若者の就業機会の充実			○	
	⑤ 社会的に孤立している若者等への支援			○	
	⑥ ケアリーバーへの就労支援		○	○	
	基本施策7-2 結婚を希望する若者等への支援				
	① 結婚等に伴う新生活への支援			○	
	② 出会いの場の創出			○	
	基本施策7-3 産業誘致による雇用の創出				
	① 産業誘致の推進			○	
基本 目標 8	基本施策8-1 多様な働き方の実現				
	① 男女共同参画を踏まえた働き方の推進			○	○
	基本施策8-2 仕事と子育ての両立の推進				
	① 仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進			○	○
	② 誰もが働きやすい職場の環境整備			○	○

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

2 教育・保育事業に係る量の見込み・確保の内容

(1) 教育

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人

	実績	見込み														
	令和 6 年度	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和 10 年度			令和 11 年度		
	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳			3-5 歳			3-5 歳			3-5 歳			3-5 歳		
①量の見込み	539	236	320	556	229	343	572	210	343	553	195	342	537	175	330	505
②確保の内容		-	-	556	-	-	572	-	-	553	-	-	537	-	-	505
②-①		-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0

教育における提供体制・確保方策の考え方

○教育について、令和7年度の見込み量は1号認定、2号認定の合計で556人となり、令和8年度以降減少傾向で推移すると見込んでいます。確保方策としては、令和7年度に556人の確保を見込んでおり、計画期間中の見込み量に対して、提供量が確保できる見通しとなっています。

【3つの認定区分】

1号認定：こどもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する場合

2号認定：こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する場合

3号認定：こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園、小規模保育等で保育を希望する場合

(2) 保育

量の見込み（利用実人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

本市においても女性の就労意識の高まりとともに、児童数が減少する中でも保育ニーズは高まってきており、この傾向を量の見込みにも反映しています。

■量の見込み

単位：人

		実績		見込み								
		令和 6 年度		令和 7 年度				令和 8 年度				
		合計		2 号		3 号	合計	2 号		3 号		合計
				3-5 歳	0 歳			1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	
①量の見込み		1,554		591	47	554	1,192	596	48	523	1,167	
内容 ②確保の	保育所			591	47	554	1,192	596	48	523	1,167	
	地域型 保育事業			0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①				0	0	0	0	0	0	0	0	0

		見込み														
		令和 9 年度				令和 10 年度				令和 11 年度						
		2 号		3 号		合 計	2 号		3 号		合 計	2 号		3 号		合 計
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳		0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳		1-2 歳				
①量の見込み		572	49	541	1,162	560	51	543	1,154	530	52	547	1,129			
内 容	②確保の 保育所	572	49	541	1,162	560	51	543	1,154	530	52	547	1,129			
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

保育における提供体制・確保方策の考え方

○保育については、令和 7 年度の見込み量は 2 号認定、3 号認定の合計で 1,192 人となり、令和 8 年度以降減少傾向で推移すると見込んでいます。確保方策としては、令和 7 年度に 1,192 人の確保を見込んでおり、計画期間中の見込み量に対して、提供量が確保できる見通しとなっています。

○地域型保育事業（小規模保育事業等）については、現在考えていませんが、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み・確保内容

(1) 延長保育事業

量の見込み（実人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	265	283	303	323	345	369
②確保の内容		283	303	323	345	369
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○時間外保育事業（延長保育事業）について、令和5年度の利用実績は265人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(2) 放課後児童健全育成事業

量の見込み（実人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました（保育ニーズと同様に、女性の就労意識の高まりとともに、児童数が減少する中でも、実績ベースで少しずつ利用者が増加しており、この傾向を見込み量に反映しています）。

■量の見込み

単位：人/年

		実績	見込み				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	低学年	835	604	600	611	618	639
	高学年		214	223	222	231	219
	合計		818	823	833	849	858
②確保の内容			818	823	833	849	858
②-①			0	0	0	0	0

提供対策・確保方策の考え方

○放課後児童健全育成事業について、令和5年度の利用実績は835人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(3) 地域子育て支援拠点事業

量の見込み（月当たり延べ利用回数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人回/月

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,597	2,912	3,266	3,662	4,107	4,605
②確保の内容		2,912	3,266	3,662	4,107	4,605
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○地域子育て支援拠点事業について、令和5年度の利用実績は2,597人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込み（年間延べ利用人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	4,324	4,266	4,208	4,152	4,096	4,041
②確保の内容		4,266	4,208	4,152	4,096	4,041
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○一時預かり事業について、令和5年度の利用は4,324人であり、令和7年度以降、減少傾向で推移すると見込んでいます。今後も現状の提供体制を維持することで、提供量が確保できる見通しとなっています。

(5) 一時預かり事業

量の見込み（年間延べ利用人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	285	291	297	304	310	317
②確保の内容		291	297	304	310	317
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用していない未就学児を対象に実施しています。

○一時預かり事業について、令和5年度の利用実績は285人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(6) 病児・病後児保育事業

量の見込み（年間延べ利用人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	420	427	435	443	451	459
②確保の内容		427	435	443	451	459
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○病児・病後児保育事業について、令和5年度の利用実績は420人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター 就学児）

量の見込み（年間延べ利用人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	322	358	397	441	490	544
②確保の内容		358	397	441	490	544
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○子育て援助活動支援事業について、令和5年度の利用実績は322人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

量の見込み（年間延べ利用人数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	10	10	10	10	10
②確保の内容		10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○保護者が病気、出産、看護、事故などの理由により家庭で児童を養育できなくなった場合に、児童養護施設で一時的な児童の養育・保護等を行います。

○子育て短期支援事業について、令和5年度の実績は0人ですが、事業の周知を図り、年間10人程度の利用を見込み提供体制を確保します。

(9) 利用者支援事業

量の見込み（実施箇所数の見込み）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：箇所

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3	2	2	2	2	2
②確保の内容		2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○利用者支援事業については、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言や関係機関との連絡調整等を実施します。

○令和6年度に子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを統合し、こども家庭センターを設置したことから、令和7年度以降は子育て支援総合センターとこども家庭センターの2箇所において本事業を実施します。

○こども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行い、連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し出産前から子育て期にかかる切れ目のない相談・支援体制を構築します。

(10) 妊婦健診事業

量の見込み（年間延べ回数の見込み）の考え方

○これまでの事業実績を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人回/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3,885	3,775	3,668	3,564	3,463	3,365
②確保の内容		3,775	3,668	3,564	3,463	3,365
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○妊婦健診事業については、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が出産までに受診する14回の定期健診の費用負担を行います。

○令和5年度の利用は3,885人であり、令和7年度以降、減少傾向で推移すると見込んでいます。今後も現状の提供体制を維持することで、提供量が確保できる見通しとなっています。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込み（実人数の見込み）の考え方

○人口推計で算出した0歳児人口を基に、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人/年

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	318	321	312	304	298	291
②確保の内容		321	312	304	298	291
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、新生児から生後4か月の乳児を対象に、保健師又は助産師が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や子育てについての情報提供、養育環境の把握、相談、助言の支援を行います。

○令和5年度の利用は318人であり、令和7年度以降、減少傾向で推移すると見込んでいます。今後も現状の提供体制を維持することで、提供量が確保できる見通しとなっています。

(12) 養育支援訪問事業

量の見込み（実人数の見込み）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量は0人としました。

■量の見込み

単位：人/年

	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○本計画期間中の当該事業の利用者は見込みませんが、乳児家庭全戸訪問事業や産前・産後サポート事業等を通して必要な支援を行います。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

量の見込み（面談回数の見込み）の考え方

○0歳児の推計児童人口を勘案し、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：回/年

		実績	見込み				
		令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		1,055	963	936	912	894	873
②確保 の内容	こども家庭 センター		963	936	912	894	873
	上記以外		-	-	-	-	-
②-①				0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○出産・育児等の見通しを立てるための面談等（妊娠届出時、妊娠後期、出生訪問時）により、継続的に情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ相談支援を行います。

○妊婦等包括相談支援事業について、令和7年度以降、減少傾向で推移すると見込んでいます。今後も現状の提供体制を維持することで、提供量が確保できる見通しとなっています。

(14) 産後ケア事業

量の見込み（延べ人数）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	129	338	362	388	418	449
②確保の内容		338	362	388	418	449
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○出産後の母子の心身のケアや育児サポート等を実施します。

○産後ケア事業について、令和5年度の利用実績は129人であり、令和7年度以降、増加傾向で推移すると見込んでいます。今後の見込み量に対して現状は提供量が確保できる見通しとなっていますが、必要に応じて適切な提供体制を見直します。

(15) こども誰でも通園事業

量の見込み（年間延べ利用人数）の考え方

○0～2歳児の推計児童人口を勘案し、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

		実績	見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	0歳児	-	182	182	182	182	182
	1歳児		632	632	632	632	632
	2歳児		338	338	338	338	338
	合計		1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
②確保の内容	0歳児		182	182	182	182	182
	1歳児		632	632	632	632	632
	2歳児		338	338	338	338	338
	合計		1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
②-①	0歳児		0	0	0	0	0
	1歳児		0	0	0	0	0
	2歳児		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○同世代のこども同士の発達を促し、保護者の育児負担を軽減するため、保護者の就労等の理由を問わず、月一定期間までの利用可能枠の中で、時間単位で幼稚園等を利用できる「こども誰でも通園事業」を実施します。

○地域の状況に応じ、公立幼稚園等において調整を行い、提供量を確保します。



(16) 子育て世帯訪問支援事業

量の見込み（年間延べ利用人数）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量を見込みました。

■量の見込み

単位：人日/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	108	108	108	108	108
②確保の内容		108	108	108	108	108
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○子育て世帯訪問支援事業については、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

(17) 児童育成支援拠点事業

量の見込み（実人数）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量は0人としました。

■量の見込み

単位：人/年

	実績	見込み				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に対し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものです。

○本計画期間中の当該事業の利用者は見込みませんが、適切な支援体制の構築・強化に向けて、人材の確保・育成や関係団体等との連携を進めていきます。

(18) 親子関係形成支援事業

量の見込み（実人数）の考え方

○これまでの支援の状況等を勘案し、計画期間内の事業量は0人としました。

■量の見込み

単位：人/年

	実績	見込み				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

提供体制・確保方策の考え方

○親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談、共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。

○本計画期間中の当該事業の利用者は見込みませんが、適切な支援体制の構築・強化に向けて、人材の確保・育成や関係団体等との連携を進めていきます。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画が有効に機能するためには、P D C Aサイクルの形成と運用が不可欠です。そのため本計画の推進に当たっては全庁的な体制のもと、各年度においてその実施状況の把握・点検、評価を行い、必要な部分の見直し、改善を行いながらその後の対策を実施していけるよう、庁内における推進体制の充実を図っていきます。

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定や、本計画に基づく施策を推進し、事業の実施状況について点検・評価するための「渋川市子ども・子育て会議」を設置しています。

委員は児童福祉分野の有識者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者や市民代表など様々な分野から構成され、各年度において会議を開催し、計画の点検・評価や結果の検討などを行っていきます。

(3) 市民や企業等との連携、参加・参画の推進

社会全体でこども、若者、子育て当事者を支援するためには、地域住民や学校、企業、関係機関、関係団体の理解と協力が必要です。

こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援、地域における包括的な支援体制の構築・強化を行い、計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の推進については、実効性を高めるため、渋川市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設ける等、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、市の広報やホームページ等を活用し広く市民に公表していきます。

資料編



1 渋川市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、渋川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(令5条例5・一部改正)

(所掌事項)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

(1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(令5条例5・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 前項に規定する委員のほか、市長は、会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

(4) 事業主を代表する者

(5) 労働者を代表する者

(6) 関係行政機関の職員

(7) 法第6条第2項に規定する保護者

(8) 公募による市民

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員を前2項に規定する委員とみなす。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、育都推進部こども政策課において処理する。

(平31条例10・令5条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 会長が選任されるまでの会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年渋川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成31年3月13日条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 渋川市子ども・子育て会議委員名簿

◎：会長 ○：副会長（敬称略・順不同）

構成	区分	氏名	所属等
第1号	学識経験者	◎斎藤 周	群馬大学共同教育学部教授
		○前田由美子	共愛学園前橋国際大学地域共生研究センター
		小林由井子	群馬パース大学福祉専門学校保育学科
第2号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	萩原 啓子	私立保育所長等（中村保育園園長）
		金子 崇己	私立認定こども園長等（白ばら幼稚園理事長）
		鈴木 由紀	病児保育実施機関（北毛病院事務長）
		千木良範子	放課後児童クラブ支援員（学童保育所けやきクラブ）
第3号	子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者	岩崎 恵子	渋川市教育委員会（教育委員）
		佐藤 尚子	渋川市民生委員児童委員協議会（主任児童委員代表）
第4号	事業主を代表する者	三橋新太郎	渋川商工会議所総務委員長
		赤澤 祐介	四社会幹事（関東電化工業（株）渋川工場）
第5号	労働者を代表する者	浅田 卓馬	連合群馬北部地域協議会幹事・関東電化労働組合渋川支部
第6号	関係行政機関の職員	武者 成美	渋川保健福祉事務所職員
第7号	子どもの保護者	針塚 剛	私立保育園保護者（中村保育園）
		高橋 瞳	私立認定こども園保護者（白ばら幼稚園）
		狩野 秀美	公立保育所保護者（第四保育所）
		大澤奈緒美	公立幼稚園保護者（渋川幼稚園）
		市村晃一郎	小・中学校保護者（渋川市小中学校PTA連絡協議会）
第8号	公募による市民	浅野 明子	公募市民
		狩野 理恵	公募市民

3 渋川市こども計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の子ども施策の総合的な推進を図ることを目的とした渋川市こども計画の策定のための協議及び庁内意見の集約の場として、渋川市こども計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、研究、企画、立案する。

- (1) こども計画に関すること。
- (2) 子ども・若者からの意見聴取に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる職にあたる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、育都推進部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に掲げる計画策定事務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、渋川市育都推進部こども政策課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、こども政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、こども政策課の職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

区 分	所 属 等
委 員 長	育都推進部長
委 員	政策戦略課長
委 員	財政課長
委 員	人事課長
委 員	財産活用課長
委 員	危機管理室長
委 員	D X推進課長
委 員	市民協働推進課長
委 員	地域包括ケア課長
委 員	高齢者安心課長
委 員	こども支援課長
委 員	健康増進課長
委 員	スポーツ課長
委 員	保険年金課長
委 員	産業政策課長
委 員	土木維持課長
委 員	都市政策課長
委 員	交通政策課長
委 員	教育総務課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長
委 員	渋川市立図書館長
委 員	中央公民館長
委 員	公立幼稚園長代表
委 員	公立保育所長代表

4 渋川市こども計画策定経過

年月日		会議名等	内容
令和5年	5月 1日～ 5月11日	令和5年度第1回渋川市子ども・子育て支援事業計画 庁内検討委員会	第3期渋川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針案の協議 ※電子会議による開催
	6月16日	市議会6月定例会 教育福祉常任委員会協議会	第3期渋川市子ども・子育て支援事業計画の策定方針の報告
	10月20日～ 10月30日	令和5年度第2回渋川市子ども・子育て支援事業計画 庁内検討委員会	第3期渋川市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の内容検討 ※電子会議による開催
	11月13日	令和5年度第1回渋川市子ども・子育て会議	第3期渋川市子ども・子育て支援事業計画の審議 ※電子会議による開催
	12月 1日～ 12月19日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査	
令和6年	5月 1日～ 5月17日	令和6年度第1回渋川市こども計画庁内検討委員会	渋川市こども計画策定方針案の協議 渋川市こども計画策定に係るアンケート調査の内容検討 ※電子会議による開催
	6月 3日	令和6年度第1回渋川市子ども・子育て会議	渋川市こども計画策定方針の審議 渋川市こども計画策定に係るアンケート調査の内容審議
	6月21日	市議会6月定例会 教育福祉常任委員会協議会	渋川市こども計画策定方針の報告
	6月25日～ 7月18日	子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査実施	
	6月27日～ 7月16日	子どもの生活に関するアンケート調査実施	
	7月27日	こども・若者意見交換会（しづかわキッズオピニオン）	
	8月 2日～ 8月 8日	令和6年度第2回渋川市こども計画庁内検討委員会	渋川市こども計画骨子案の協議 ※電子会議による開催

年月日		会議名等	内容
令和 6 年	8月29日	令和 6 年度第 2 回渋川市 子ども・子育て会議	渋川市こども計画骨子案の審議 こども・若者意見交換会「しぶかわ キッズオピニオン」の実施結果報告
	10月 3日～ 10月10日	令和 6 年度第 3 回渋川市 こども計画庁内検討委員会	渋川市こども計画（中間案）の協議 ※電子会議による開催
	10月28日	令和 6 年度第 3 回渋川市 子ども・子育て会議	渋川市こども計画（中間案）の審議
	11月 1日～ 11月 8日	令和 6 年度第 4 回渋川市 こども計画庁内検討委員会	渋川市こども計画（中間案）の協議 ※電子会議による開催
	12月 9日	市議会 1 2 月定例会 教育福祉常任委員会協議会	渋川市こども計画策定の中間報告
	12月10日～ 1月 8日	市民意見公募	提出された意見 2 人 9 件
令和 7 年	1月15日～ 1月20日	令和 6 年度第 5 回渋川市 こども計画庁内検討委員会	渋川市こども計画案の協議
	1月30日	令和 6 年度第 4 回渋川市 子ども・子育て会議	渋川市こども計画案の審議
	3月 4日	市議会 3 月定例会 教育福祉常任委員会協議会	渋川市こども計画を報告

5 関係法令等

(1) こども基本法

令和四年法律第七十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条 第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和六年六月二六日法律第六八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) こども大綱（抜粋）

令和5年12月22日

第1 はじめに

1 こども基本法の施行、こども大綱の策定

令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

そして、こども基本法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられている。

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

国は、これらの基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定・実施する責務があり（第4条）、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならないとされている（第9条第1項）。

こども大綱について、こども基本法では、以下のとおり、規定されている。

- ・ こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。（第9条第2項）
- ・ こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。（第9条第3項）
- ・ こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとする。（第9条第4項）

- ・ 都道府県はこども大綱を勘案して都道府県こども計画を定めるよう、また、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。（第 10 条）
- ・ 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（第 16 条）
- ・ こども政策推進会議が、こども大綱の案を作成する。同会議は、こども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。（第 17 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項）

政府は、令和 5 年 4 月、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議を開催し、こども大綱の案の作成に当たり、内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し今後 5 年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問し、こども家庭審議会においてこどもや若者、子育て当事者の視点に立って議論を進めることを決定した。これを踏まえ、内閣総理大臣から諮問を受けたこども家庭審議会が、こどもや若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施した上で、同年 12 月に答申を取りまとめた。

政府として、この答申を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図り、こども政策推進会議において案を作成した上で、ここに、こども大綱を策定する。

2 これまでのこども関連 3 大綱を踏まえた課題認識

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

令和 2 年 5 月に閣議決定された少子化社会対策大綱については、こども基本法施行前に内閣府の検討会で取りまとめられた中間評価において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。その上で、少子化を「既婚者の問題」、「女性やこどもの問題」とするのではなく、我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされている。一方で、少子化対策は、決して国や社会の都合で若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりするものであってはならず、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている。

令和 3 年 4 月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された子供・若者育成支援推進大綱では、まず、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGs の推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験と DX の両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などが指摘されている。また、こども・若者が過ごす場ごとの状況として、世帯構造、児童虐待、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、生徒指導上の課題の深刻化や教職員の多忙化・不足といった学校をめぐる課題、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されている。

令和元年 11 月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、こども基本法施行前に内閣府の有識者会議で取りまとめられた報告書において、現場には今なお支援を必要とするこどもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進やこども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にあるこどもや家庭に支援を届ける上での民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く更なる施策の充実が必要であるとされている。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められるとされている。

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

具体的には、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・ 心身ともに健やかに成長できる
- ・ 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・ 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・ 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・ 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・ 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・ 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・ 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・ 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会である。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会である。

こうした「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要である。また、その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことである。こども大綱は一度取りまとめられたら終わりというものではない。「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども大綱の下で進める施策の点検と見直しを図っていく。

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する（略）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する。こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着）

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点である。例えば、こどもが遊びに没頭し、身体・感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。こういった遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識した上で、国や地方公共団体、地域、学校・園、家庭、若者、民間団体、民間企業等が連携・協働して、こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出する。地域や育成環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮する。

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進する。

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進する。

（こどもまんなかまちづくり）

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。

子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。

（こども・若者が活躍できる機会づくり）

こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進する。

持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）を推進する。

理数系教育やアントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等を推進し、イノベーションの担い手となるこども・若者や若手起業家等を育成する。

特定分野に特異な才能のあるこども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう、大学、研究機関、地域の民間団体等の連携・協働の下、応援する。

在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進する。

（こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消）

こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるよう努める。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進する。

女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進する。

様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進める。

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。

妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントや女性特有の健康課題について、フェムテックの活用に係る支援を行う。

国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等を進める。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携する。

乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進める。

(慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)

慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していく。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。

(4) こどもの貧困対策

(略)

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にあるこどもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階ま

で切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

（児童虐待防止対策等の更なる強化）

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではない。一方で、虐待に至った親にも自

らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要がある。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、子どもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものＳＯＳをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要がある。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。

また、虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を０歳児が占め、さらにその多くを月齢０カ月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組む。

さらに、子どもにとって不安が大きく、ケアの困難度も高いという一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進する。また、虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。

児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。また、一時保護開始時の司法審査の円滑な導入を図る。

また、措置解除等に際して、親子の生活の再開や傷ついた親子関係の修復などのために、親子関係の再構築支援を推進する。

性被害の被害者等となった子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組む。また、子どもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話すことができる環境整備を進める。

こども家庭福祉分野は、こうした虐待を受けたこどものトラウマ等を含めたケアや要支援・要保護家庭への相談支援を含むものであり、これに携わる者にはこどもと家庭の双方に対する高い専門性が求められる。このため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、市町村及び児童相談所の体制強化を図るための人材の採用・育成・定着支援、専門人材の活用促進等を進める。また、支援現場の業務効率化のためのＩＣＴ化を推進する。

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障を目指して、養育環境の改善、親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育（親族等による里親養育・普通養子縁組含む）への移行支援、特別養子縁組の判断・支援に取り組みながら、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保に努める。あわせ

て、児童養護施設等の多機能化・高機能化を図る。また、社会的養護の下にあるこどもの権利保障や支援の質の向上を図る。これらの際、社会的養護を必要とするこどもの声に耳を傾け、その意見を尊重した改善に取り組むとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所におけるケースマネジメントを推進する。

施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就労や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとともに、一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援する。社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者についても支援の対象として位置付けて支援に取り組む。

(ヤングケアラーへの支援)

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進する。

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策)

小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進する。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていく。

(こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備)

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっている。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きている。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為である。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていく。

生命を大切にし、こどもを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための学校・園における生命（いのち）の安全教育の全国展開を図る。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版ＤＢＳ）の導入に向けて取り組む。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいＳＮＳ等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進する。

（犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備）

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が後を絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。

チャイルド・デス・レビュー（ＣＤＲ：Child Death Review）の体制整備に必要な検討を進める。

（非行防止と自立支援）

こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進する。

学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図る。

少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図る。

保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図る。

社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る。

２ ライフステージ別の重要事項

（１）こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様である。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければならない。

（略）

（２）学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期である。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。

（略）

（３）青年期

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期である。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることもある。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

（略）

３ 子育て当事者への支援に関する重要事項

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある。また、少子化が進行する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もある。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要である。

（略）

（１）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

教育費の負担が理想のこども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版H.E.C.S.）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。

児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。

地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図る。

（２）地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいないう状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。

（３）共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進する。

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。同時に、育児休業制度自体についても多様な働き方に対応した自由度の高い制度へと強化する。

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施を図ることにより、女性に一方的に負担が偏る状況を解消し、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう環境整備を進める。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の実施を図り、それぞれの家庭の事情やニーズに応じて活用できるようにすることで、男性の家事・子育てに参画したいという希望を叶えるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。

（４）ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、おとなの経験や考えを一方向的に押し付けることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

こどもや若者の社会参画と意見反映に関する国や地方公共団体の取組を社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、その意欲を育むことが肝要である。その際、全てのこどもや若者について、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう、留意する。

（略）

6 用語解説

※ は資料編5 関係法令等に記載の用語を表しています。

アルファベット

※ STEAM教育

Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育です。STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲（Liberal Arts）で定義し、推進することが重要です。

あ行

※ アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」のことです。

※ 一時預かり

保育所等で、保護者等の疾病・入院等の理由で一時的に保育を行う事業です。

※ 医療的ケア児

たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

※ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」とされています。

※ インすたでいほーる

渋川市内に在住又は在学の学生（学生証等を所持している方）、自宅等で進学や就職に向け学習しているおおむね 30 歳未満の渋川市内在住の方を対象に開放している自習室のことです。

※ 英語指導助手（ALT）

学校や教育委員会に配属されている外国語指導助手で、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事したり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動等に従事します。

か行

※ 外国につながるのあるこども

国籍に関わらず外国にルーツのあるこどものことです。

※ ケアリーバー

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援である社会的養護のケアを離れたこども・若者のことです。

* ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことです。

* 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数のことです。

* コーホート変化率法

あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたり維持されるものと仮定し、将来人口を算出する方法です。

* 子育てコンシェルジュ

コンシェルジュは、フランス語で総合世話役の意味です。子育て家庭の支援を目的に子育てコンシェルジュが個別のニーズに応じた情報提供や案内を行い、相談内容に応じて庁内外の関係する機関につなぐお手伝いをします。

* こどもの最善の利益

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えることです。

* コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。

* 婚姻率・離婚率

人口千人に対する婚姻件数の割合で、各年 10 月 1 日現在の人口に対する年間の婚姻（離婚）件数の割合のことです。

さ行

* すたでいばんく

渋川市内在住・在学の高校生を対象に開設している「高校生の放課後自習室」のことです。

* 相対的貧困率

国民一人ひとりの等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で除した数値）を計算し、中央値の半分に満たない人の比率のことです。

た行

* 地域子育て支援センター

子育て家庭等に対する育児不安についての相談や子育てサークル等の支援等を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

④ ＊ チャイルド・デス・レビュー

こどもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因の調査（レビュー）を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的としたものです。

な行

＊ 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。次の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県から認可・認定を受けることができます。

①就学前のこどもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能

②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

は行

④ ＊ フェムテック

Female（女性）と Technology（テクノロジー）からなる造語であり、生理や更年期など女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するものです。

④ ＊ プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠（コンセプション）に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことです。

④ ＊ ペアレンタルコントロール

保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達の程度に応じてインターネット利用を適切に管理することです。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれます。

＊ 保育人材バンク

渋川市内の保育所、幼稚園、認定こども園で保育士として働きたい人と保育人材を求める施設をつなぐ事業です。

ま行

＊ マイタウンティーチャー

小・中学校の臨時教職員で児童生徒の学習を補助する学習支援指導助手のことです。

*** 民生委員児童委員**

民生委員とは、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のことです。児童福祉法によって児童委員も兼ねています。民生委員・児童委員は、市民の立場から生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行い、市民と行政や専門機関の「つなぎ役」をします。

や行

*** ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

*** ユースセンター**

学校や家ではなく、中高生を中心とする若者が自分の好きなときに集い、自由に過ごすことのできる“第三の居場所”です。放課後や休日などの時間にユースが集い、ロールモデルとなる様々な人と出会い、いろいろなことにチャレンジしながら学びを深めていきます。

*** 要保護児童**

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のことです。

ら行

*** ライフスタイル**

生活の様式・営み方のことです。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方のことです。

*** ライフステージ**

人間の一生における幼年期・児童期・青年期等のそれぞれの段階のことです。

わ行

*** ワーク・ライフ・バランス**

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることです。

渋川市こども計画

発行：渋川市

編集：育都推進部 こども政策課

〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

TEL:0279-22-2111(代)

FAX:0279-24-6541

発行年月：令和7年3月

